2007 DECEMBER

道路行政セミナー

ROAD ADMINISTRATION SEMINAR

8	次	
エッセイ	次の時代への道 岸 井 隆 幸	1
■特集	■ 雪氷対策と道路管理	507-5054###
秋田の	冬道について 畑 中 直 人	. 4
新潟市	「の除雪の現状と課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
除雪業	:務委託における「基本待機保証」の概要 · · · · · · · 福島 県 土 木 部 道路管理グループ	15
世界道路	会議を振り返って 〜道路課金が大きなテーマに〜 ・・・・・ 道路局企画課 国際調査係	24
補助	■業等予算実務講座Q&A ·································	30
道路法令 指定市以	関係Q&A 外の市町村が行う歩道の新設等について ····· 道路局路政課	. 34
訴訟事例 自動二	紹介 輪車に道路外からの倒木が直撃した 事故について道路の管理瑕疵が争われた事例 青 柳 敬 直 一倒木接触事故損害賠償請求事件—	39
連載 道	と思想 (その 27) ・・・・・・・・・・ 三 木 克 彦	46
とんびの広場	「かながわのみちづくり計画」を策定(神奈川県) ···・望 月 大 造 熊本の温泉と道路(熊本県) ····・・・・・・・・・・・・ 植 野 幹 博	
連載/社 和歌山	・会実験 市まちなか街道案内サービス社会実験 ・・・・・・・・・・田 中 一 成 〜効率的な道案内と賑わい創出事業〜	60
時・時・時	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	66





秋田の冬道について

秋田県東京事務所

畑中

直人

秋田県の冬の気候

強い北西の季節風が吹いて雪と氷点 典型的な日本海型気候となっていま ています。 部の県境は南北に奥羽山脈が連なっ さで、東京の五・三倍に相当します。 等とほぼ同じ緯度上にあり、 ています。またニューヨーク、 四五〇㎞にあり、 は一一、六一二㎞で全国六番目の広 秋田県の西部は日本海に面し、 秋田県は首都・東京のほぼ真北約 寒候期の このため秋田県の気候は 一二月~三月前半は、 西は日本海に面し 総面積 北京 東

> 雪量は、 す。 部の湯沢市で八八四となってい 値は沿岸部の秋田市で四一m、 れており のほぼ半分が特別豪雪地帯に指定さ 入るに従い多くなります。県の面積 下の厳しい寒さに見舞われます。 沿岸部で少なく、 (図1)、最深積雪の平均 内陸部に 内陸 ま 降

地域となっています (図2)。 京は〇日です)、県全域が積雪寒冷 未満) 年寒候期の真冬日(日最高気温〇度 温はマイナス〇・七度で、二〇〇六 秋田市の二〇〇六年一月の平均気 は一七日もあり(ちなみに東



「はいってたんせ~」横手のかまくら(毎年2月下旬開催)



全国的に有名な秘湯「田沢湖・乳頭温泉郷 鶴の湯」

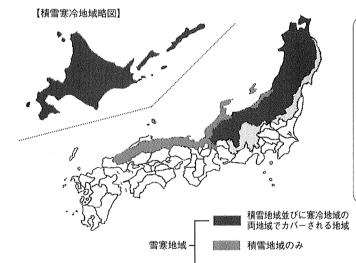
(豪雪地帯・特別豪雪地帯指定地域図) 豪雪地帯 うち特別豪雪地帯

《 秋田県における特別豪雪地帯指定市町村 》

鹿角市、大館市(旧 田代町・比内町)、北秋田市(旧 森吉町・阿仁町)、由利本荘市(旧 東由利町・鳥海町・矢島町)、大仙市(旧 協和町)、仙北市(旧 田沢湖町・西木村)、横手市(旧 増田町・雄物川町・大森町・山内村)、湯沢市(旧 湯沢市・雄勝町・稲川町・皆瀬村)、藤里町、美郷町(旧 千畑町)、羽後町、上小阿仁村、東成瀬村

	市町村数	人口 (千人)	全国比 (%)	面積 (km²)	全国比(%)	指定要件
豪雪地带	962	20,449	16,1	194.090	51.4	界年平均積雪積算値(毎年の平均積雪量の一冬の 累計)が5,000cm・day以上等。
うち特別豪雪地帯	280	3,512	2.8	75.364	20.0	界年平均積雪積算値が15,000cm・day以上等、他。
備考	市町村数は 平成11年 4月1日現在		(人口は、平成	12年国勢調	查)	・豪雪地帯の指定基準に関する政令 ・特別豪雪地帯の指定基準

図1 豪雪地帯等について



《雪寒地域道府県市》

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 札幌市 茨城県 仙台市 群馬県 山梨県 新潟県 栃木県 長野県 富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 島根県 岡山県 広島県 鳥取県 山口県

1道 1府 26県 2市 計 30

	市町村数	人口 (千人)	全国比(%)	面積 (km²)	全国比(%)	指定要件
積雪地域	1,047	23,017	18.3	204,971	54.3	2 月の積雪の深さの最大値の累年平均が50cm以上
寒冷地域	982	21,216	16.9	198,250	52.5	1月の平均気温の累年平均が0℃以下
雪寒地域	1,326	28,067	22.4	232,553	61.6	
備考	人口:平成 面積:(全	₹7 年度国经 国:377,7	势調査(全国: 37km)	125,570千人)	雪寒法施行令第1条

寒冷地域のみ

図2 積雪寒冷地域について

一 平成一八年豪雪と秋田の道について

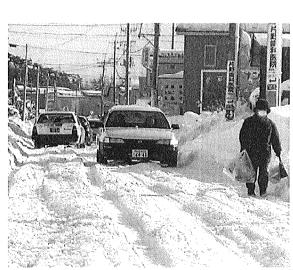
最深積雪は七四 mで第四位となっています。 統計開始以来第二位で、最も話題になった一月の月 が開始以来第二位で、最も話題になった一月の月 大年寒候期(前年の一一月~本年四月にかけての冬 大年寒候期(前年の一一月~本年四月にかけての冬

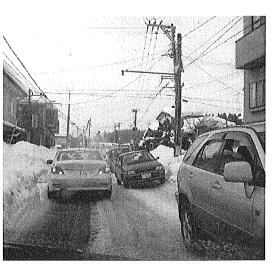
が、なぜか通勤時間帯にも関わらず、車が少なく、 出ると長靴 社が運行を中止していたことを知りました。 ため自宅から車を出せずに大変だったことやバス会 した。後日、車で通勤している大勢の方々が豪雪の 異様に感じながらもなんとか無事に県庁に到着しま やむなく車道を歩きました。幹線道路を歩きました ていましたが、車道のみで歩道を行っていないため、 ずの幹線道路に出ました。すると確かに除雪は行っ たが、雪で埋まって通行不能で、除雪をしているは つもの通勤路 まれてから経験したことがありませんでした)。い まで道路に雪が積もっていました(こんなことは牛 まで来ません。嫌な予感がしましたが、一歩自宅を す)は、いつも朝早く配達される新聞が自宅を出る cmになった一月五日 (新年の仕事始めから二日目で ひと晩で二六mも雪が降り、累計降雪深さが七四 (現場用の長いもの) の高さのギリギリ (歩行者のみの道)を行こうとしまし





突然の豪雪で歩道が通行不可能で、車道を歩く歩行者は大変危険です。





1歩、生活道路に入ると、わだちの道や雪の壁で車のすれ違いも困難です。

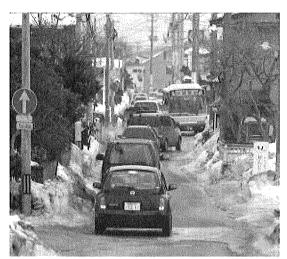
す。

以下は平成一八年豪雪の秋田の冬道の状況等で



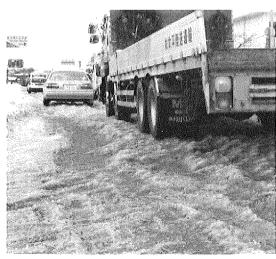


豪雪が道路を塞いだため、生活道路に大型車が入れず、バスの運行休止やゴミの収集不能等、市民生活に支障をきたしまし た (ゴミは軽自動車で幹線道路まで運搬し、ゴミ収集車に積み替えていました)。





豪雪のため、バス路線の道路でもバスと普通車とのすれ違い等が困難で大渋滞が…。





左の写真は、雪が車に踏みつぶされてできる圧雪路です。こうなると、なかなか自然に雪は溶けません。車の走行にも支障

をきたしますし、渋滞の原因にもなります。 右の写真は片側2車線の幹線道路ですが、除雪された(?)(ただ車道の路肩にどけただけ?) 雪の壁のために1車線しか走 行できなくなった状況です。もちろん、いつも渋滞でした。

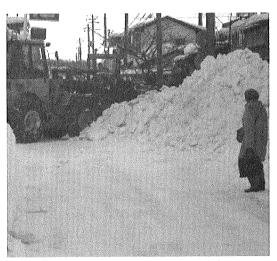
除雪作業状況(雪を除く、どけるだけでなく、排雪も行っています。)





ロータリー車による除雪状況 (小規模の排雪ができます。グレーダー、ドーザー車は除雪(雪をどけるだけ)のみです。) ロータリー除雪のありがたみを実感しました。





左の写真の圧雪路では、固くて重い雪の塊をバックホウではぎ取り、ダンプ車で雪捨て場に運んで除雪を行いました。 右の写真の生活道路では、ドーザー車により雪を集めて、ダンプで雪を運びました。1人佇んで除雪作業を見つめる市民の 期待を込める視線が気になります。

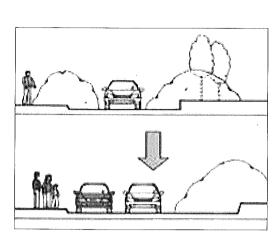


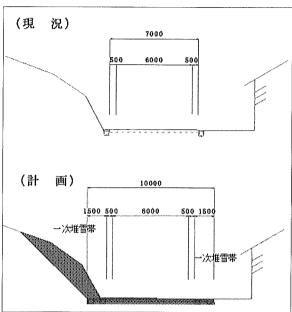


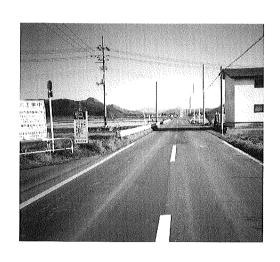
(左) 1人暮らしや高齢者宅の屋根の雪下ろしは自衛隊の皆さんに行っていただきました。

(右) 雪捨て場に向かうダンプ車の行列です。

【堆雪帯確保】 降積雪時に道路交通確保のため、機械除雪で道路両側に寄せた雪を一時的に堆雪するスペース

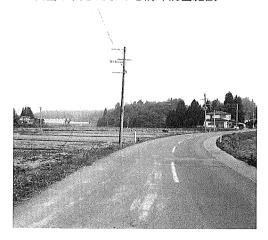


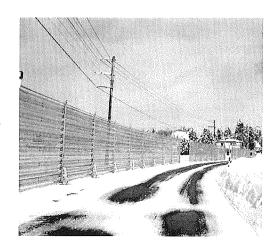




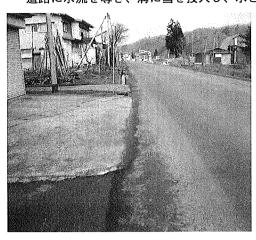


【防 雪 柵】 吹雪や吹きだまりを防ぐ防雪施設





【流 雪溝】 道路に水流を導き、 溝に雪を投入し、水とともに流出させ、除雪目的で使用する水路







になり、

れでも間に合わず、

市内にあるグラウンドや公園

年豪雪で秋田市近郊では、雪捨て場の確保が困難

旧秋田空港跡地や河川敷等を解放し、

そ

全国ニュースでも報道されましたが、平成一八

年豪雪時の状況です。

左の写真は、秋田県庁中庭の駐車場の平成一八

等が一時的に雪捨て場となりました。 て場となりました。 最終的に、 左の写真のとおり県庁駐車場も雪捨



一時的に雪捨て場として使用されました。 秋田県庁中庭の駐車場も、

民の生活に大きな支障が出ていませんでした は、これだけの雪が降っても毎年雪が多く降る秋 路の除雪の状況を見ることができたのですが、 年のことで地域住民が慣れているのと、各自治体 田県南部の内陸地域では、特に道路除雪や地域住 秋田県庁の道路課に在籍しており、 っかりしていたのが要因と考えられます)。 除雪体制、 ここからは私ごとですが、平成一八年三月まで 豪雪地帯に対応した道づくり等がし 少なからず道 実

域が除排雪対応に大あわてでした。 沿岸部で毎年あまり雪が降らない秋田市近郊地

取り、 けられた雪の壁となりましたが、除雪をしたくて 因と思います。 沢山の雪がどかっと降ったために初期除雪に手間 援してもらい何とか対応していました。短期間に いと言った状況で、内陸部から除雪機械と人を応 も機械もなければ運転するオペレーターも足りな 沿岸部では、生活道路の両側が降り積もってど 体制構築も遅れを取ってしまったことが原

かりました。 影響が出た感じがします。また、除雪 平成一八年豪雪は、道路の除雪の大切さ、重要さ 特に生活道路の除雪が遅れて市民生活に多くの より、 雪を捨てる排雪作業の重要さが良く分 (雪をどけ

をあらためて認識させられたような気がします。

雪の現状と課題

新潟市土木部土木総務課課長、補佐、吉沢、修也、

はじめに

1 新潟市の概要

港町となりました。には開港五港の一つに指定され、世界に開かれた江戸時代から北前船の寄港地として栄え、幕末

げて発展し、平成八年には中核市に指定され、平成地震などに見舞われながらもその都度復興を成し遂地震などに見舞われながらもその都度復興を成し遂明治二二年に市政を施行し、以来、戦争・大火・

ど、様々な面でさらに魅力 文化財、郷土芸能、花や豊富な食材、豊かな自然な

一七年には近隣一三市町村との合併により、歴史や

文令打多了炎よ、国祭告指定都市に移行しました。 日に本州日本海側初の政令 日の本州日本海側初の政令

徴を兼ね備えた、これまで 数令市移行後は、国際空 速道路網などが整備された 交通拠点であると同時に、 互内最大の水田面積を持つ 国内最大の水田面積を持つ 大農業都市でもあるという、 大農業都市には見られない特



図1 新潟市位置図



写真1 信濃川河口・港上空からの新潟の街を一望

2 新潟市の気象

を背景にしながらも、 新潟県内において、 では記録的な豪雪により地域住民の生活に大 昨今の暖冬傾向のトレンド 昨年度の 「平成一八年豪

できません。

新潟の降雪は、

冬型の気圧配置による北西の季節

状況が急変する現状を踏まえれば、 向にあるとはいえ、 雪により極端に雪が少なかった状況など、

きな影響を与え、その一年後の昨年度では異常少 一年違うだけでこれだけ気象 暖冬傾

今冬も楽観は

風が影響するため、 を含めた下越・中越地方の海岸部及び佐渡地方では 統計的に積雪が五〇m未満となっています。 山間部で多くなる傾向があります。一方、 山雪型となりやすく、 主に山沿 本市

の気象データを基に、 気温と積雪の平年値に対す

図2は気象台の新潟観測所

(新潟市中央区)

で

る過去三ヵ年の気温

昨

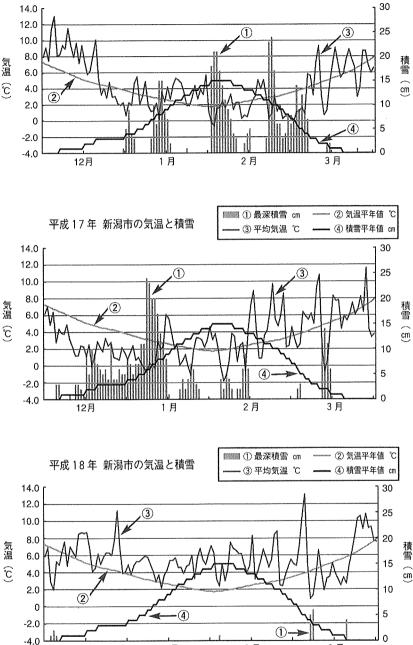
年

タ

4 5 1) 1月 2月 3月 えます。 り、 平成一六年度と平成 度 を示しました。 と積雪の気象デー 雪が少ない地域と 等 比較しても大差は 年豪雪) る二五 七年度(平成一 の異常少雪を除き、 本市の場合、 県内でも比較 最深積雪でも の積雪量 cm程度であ

八

画に 成 除雪計画 つい 九年度の



■■ ① 最深積雪 cm

③ 平均気温 ℃

平成16年 新潟市の気温と積雪

② 気温平年値

④ 積雪平年値

12月 新潟市の過去の気象データ 図 2

的

同 無 を

ため、 平 計 月現在作成中 平成一 八年度 ては Ó 除 192, 55

177, 76

24, 79

59, 31

79. 10

40.85

69.87

35.00

25.99

705. 22

車道除雪計画路線

第1種除雪路線第2種除雪路線第3種除雪路線

584, 57

319.86

134, 56

122.51

78.33

74.96

15, 60

76.35

1, 406. 74

種別

地区別

黒

新

東土木事務所

西土木事務所

津 支 所

根 白

> 栄 支 所

横越

亀

岩 室 支 所

西 Ш 支 所

巻 支 所

味 方

田 支 所

小須戸支所

埼 支 所

支 所

支 所

支 所

潟 東 支 所

潟 支 所

中之口支所

合計

1 車道除雪

九 七

> 種 雪路線として計画しました 路線の内訳として、 km 第 一種除雪路線一、四〇六·七四㎞、 第一種除雪路線七〇 (表1)。 線

Ŧi.

する計画としました (表2)。

1

口

ーダを主に、

1, 363, 33 3, 754. 19 市道実延長 6,015.70 (km) 除雪計画延長 3, 754, 19 (km) H 1 8 除雪率 62.4 (%)

3 昨年度は、一

九台の歩道除雪機械を確保する計画としました。 一四三路線 四 加を計画し、

凍結防止剤散布

スが多くあります。 本市は冬型の気圧配置による北西の季節風が 深夜の冷え込みにより路面凍結に繋がるケ 強

路について、 散布を行っています。 そのため、 融雪剤 交差点や坂道、 (原塩 交通量の多い幹線道 塩化カルシウム)

4 防雪施設等

機の定格出力が 地下水利用の場合、 がありますが により地下水の採取が規制されています。 の下限の位置が地表面下二〇m以深であり、 具体的な規制対象としては、井戸のスト っては一新潟県生活環境の保全等に関する条例 消雪パイプ、 揚水機の吐出口の断面積が六m以上又は揚水 (表3)、 防雪ネット、 • 地盤沈下防止のため、 kwを超える原動機を有する 消雪パイプについては、 口 ードヒーティング 地域に レ か ナ

六二・四%に当たる三、七五四

(単位:km)

合計

816.91

517.61

159, 35

400.04

340.00

369.70

62.10

121.31

144, 83 118.08

142.10

82.32

88.85

43.48

102.34

245, 17

ഗ

340.00

290, 60

62.10

1.23

118, 08

91.50

82, 32

88.85

43.48

245, 17

39.79

19.99

218, 22

0.90

278.90

昨年度は市道の実延長六、〇一 Ŧi. ㎞を車道除 km のうち、

三・三三㎞とし、

除雪グレー

除雪ドー

ス

一、三六 ぜ、

2

歩道除雪

第三

除 雪路線二七八・ 九 kmその 他 路

ものとなっています。

計七

計六八五台の除雪機械を確保

表 2 平成 18 年度形態別除雪機械配置台数

形態別								業者	が除雪	作業を	実施						***************************************			市直営	で除電	雪作業:	を実施							
形態剂			委	託				<u>貸与</u> レンタル				貸与			械(部	公供用	(金まい		ī	市有機	械(レ	ンタル	/含む)		合計					
地区別	除 雪	除 雪 グレーダ	除 雪 トラック	ロータリ	スノー ローダ	ŝ†	除 雪 ドーザ	除 雪 グレーダ	除雪		スノー ローダ	ŝ†	除雪	除雪		ロータリ	スノーローダ	i it	除 雪 ドーザ	除 雪 グレーダ	除 雪 トラック	ロータリ	スノーローダ	š†	除 雪 ドーザ	除 雪 グレーダ	除 雷 トラック	ロータリ	スノー ローダ	<u>†</u>
東土木事務所	14				70	105	9	4			13	26		1				1	<u> </u>	1				2	24	27	0	0	83	134
西土木事務所	14	10			18	42	9	5			11	25		1				1	1	1				2	24	17	0	0	29	70
黒 埼 支 所	3	3			29	35	3				1	4		1				1						0	6	4	0	0	30	40
新津支所	1	5			60	66					10	10						0						0	1	5	0	0	70	76
白 根 支 所	25	4	2		35	66					5	5	1		1	2		4		2				2	26	6	3	2	40	77
豊 栄 支 所	19	3		2	31	55	1				1	2						0	2	2				4	22	5	0	2	32	61
小須戸支所	2	2			17	21						0	1	1				2						0	3	3	0	0	17	23
横越支所	1				16	17					3	3	1	4				5						0	2	4	0	0	19	25
亀 田 支 所	3	3			30	36	2				2	4	5					5						0	10	3	0	0	32	45
岩室支所	4				4	8						0	4	1			1	6						0	8	1	0	0	5	14
西川支所	1	1			18	20				2	2	4						0	1	1				2	2	2	0	2	20	26
味方支所	10					10						0	1	2				3						0	11	2	0	0	0	13
潟 東 支 所	3	2			1	6					6	6	1					1	2				1	3	6	2	0	0	8	16
月潟支所	3				6	9					1	1		1				1						0	3	1	0	0	7	11
中之口支所	5	2			8	15					3	3	1	1				2						0	6	3	0	0	11	20
巻 支 所	15	1				16	11					11	2					2	2	2	1			5	30	3	1	0	0	34
合計	123	57	2	2	343	527	35	9	0	2	58	104	17	13	1	2	1	34	9	9	1	0	1	20	184	88	4	6	403	685

5

う着想から、横断歩道付近やバス停付近に「信号

民が「バスや信号待ちの間にブルブル震えていな いで雪かきをしたら心も体も温まるだろう」とい

表 3 平成18年度防雪施設等延長

	種別	消雪/	パイプ	防雪:	ネット	D-1, F	ーティンク゛
地区別		箇 所	延 長 (m)	箇 所	延 長 (m)	箇 所	延 長 (m)
東土木	事務所	1	400	14	3, 030		
西土木	事務所			4	1, 640		
黒 埼	支 所	1	180				
新 津	支 所	89	46, 896			2	35
白 根	支 所						
豊栄	支 所			1	90		
小須戸	支所	44	17, 400				
横 越	支 所	2	1, 369	2	580		
亀 田	支 所	*	100			2	540
岩 室	支 所	3	1, 618				
西川	支 所	69	15, 726				
味方	支 所	2	400		·		
潟 東	支 所						
月潟	支 所	16	5, 931				
中之口	支所	7	2, 713				
巻 支	页 所	3	277				
合	ā†	238	93, 010	21	5, 340	4	575

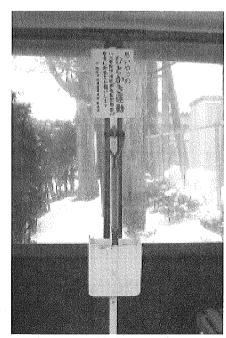


写真 3 PR看板とスコップ



写真 2 バス停付近の除雪

「おもいやりのひとかき運動」設置笛所数

 3 \ 4	1 40 0 4	1 .7 07 0	J C // c	注意	設置固.	71 30
管	轄	H14	H15	H16	H17	H18
東地区	社協	6	6	6	6	6
中地区	社協	12	13	12	12	12
北地区	社協	11	11	11	11	11
南地区	社協	46	49	49	49	49
石山地區	区社協	23	24	24	26	27
中央地區	区社協	11	12	22	22	22
西地区	社協	10	10	10	10	10
坂井輪地	区社協	68	68	68	68	68
黒埼地区	区社協	4	4	4	4	4
新津地區	区社協				1	1
横越地區	区社協				3	3
味方地區	区社協				3	3
月潟地區	区社協				3	7
計		191	197	206	218	223

待ちやバス待ちの間にひとかきを」という看板と、

ペンキで青く塗ったスコップを添えて設置

管理などを行っています。 協力する形で看板・スコップの取り付けや道具の 環として、平成七年度から「おもいやりのひとか 地域での思いやりと助け合いの心を育む活動の一 き運動」として、市 三二ヵ所)したことから始まりました(**写真3**)。 その後、社会福祉協議会がこの運動に共感し、 (道路管理者) もこの運動に

年々、設置箇所数が増加している状況です(表4)。 を全市的な取組みとして展開したところであり、 平成一七年度には市町村合併に伴い、 この運動

> 1 地域区分と除雪情報の共有化

(当初

維持に努めてきました (図3)。 それぞれが継続することで、 雪体制について、旧市町村を支所として 域を一六地区に区分し、合併前からの除 除雪水準を維持する」を基本方針に、 本市は、 合併移行方針の下、「現行の 除雪水準の 市

化し、市としての一体感を醸成するため、 (図 4)。 除雪に関する情報の共有化を図りました また、それぞれの組織相互の連携を強

計画 成一九年度を計画作成中のた ととしていますが、「一 除雪 においてそれぞれ実施するこ 西蒲区)、北区、秋葉区、 西部地域土木事務所 体制として、 務所 (東区・中央区・江南区) 今年度八区に区分され、 本市は政令市移行に伴 平成一八年度の除雪体制 同様、一一月現在、平 東部地域土木事 (西区 除雪 南区

について紹介します。

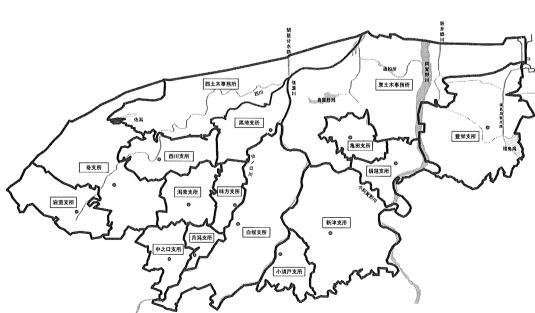


図 3 新潟市域を16地区に区分した除雪体制

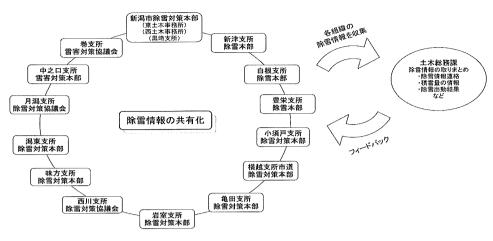


図4 除雪情報共有化イメージ

表 5 新潟市の市道除雪の事務調整

	1=04=01 ##	除雪出動基準	(cm)	路線選定	機械待機料・	備考	
区名	旧除雪体制	車道	歩道	(大雪時の除雪優先順位)	機械整備料等 独自制度の有無	(新除雪体制)	
41/157	豊栄支所	10	10	1種、その他路線	0	北区建設課	
北区	東土木	10	20	1種、2種、3種路線	0	北区建設床	
東区	東土木	10	20	1種、2種、3種路線	0		
	東土木	10	20	1種、2種、3種路線	0	:	
中央区	西土木	10	20	1種、2種、3種路線	0		
	亀田支所	10	10	1種、2種路線	制度なし	東部地域土木	
	東土木	10	20	1種、2種、3種路線	0		
江南区	亀田支所	10	10	1種、2種路線	制度なし		
	横越支所	10	10	1種、2種、3種路線	0		
秋葉区	新津支所	15	15	1種、2種、3種路線	0	秋葉区建設課	
1人来位	小須戸支所	10	20	路線区分なし	0	i - A A A A A A A A A A A A A A A A A A	
	白根支所	10	10	路線区分なし	0		
南区	味方支所	10	10	路線区分なし	0	南区建設課	
	月潟支所	1 種路線:10 その他:15	20	1種、その他路線	0		
西区	西土木	10	20	1種、2種、3種路線	0		
된다	黒埼支所	10	20	1種、2種路線	0		
	西川支所	1 種路線:10 2 種その他:15	20	1種、2種、その他路線	制度なし		
	潟東支所	15	20	路線区分なし	制度なし	西部地域土木	
西蒲区	中之口支所	10	20	1種、2種路線	0		
	巻支所	10	20	路線区分なし	0		
	岩室支所	10	20	路線区分なし	0		
	市移行後の 雪方針(案)	10	20	現行除雪路線を次の定義で区分。 1種路線:バス路線等重要市道 2種路線:住宅地間を結ぶ一般道路 3種路線:1種、2種以外の生活市道	全市統一制度を 検討		

2 市道除雪水準の調整

雪に取り組んできました。 支所(合併市町村)でそれぞれが継続する形で除 計画路線の選定など、旧土木事務所 方針に、合併前からの除雪体制、 方針の下、 先の三 1でも述べたように、本市は合併移行 「現行の除雪水準を維持する」を基本 除雪目標、 (旧市)、 除雪 旧

性の観点から、全市統一した除雪方針を検討して 含め、 います (表5)。 る形となったため、 リアでも除雪水準やその考え方のバラツキが生じ しかし、政令市移行に伴い今年度より国県道も 行政区単位の除雪体制となり、同じ区のエ 今年度、 除雪サービスの公平

四 除雪の課題

1

除雪機械確保の現状

割程度であり、 要な台数のうち、 の借り上げ機械に頼っています。 ーザ、スノーローダですが、 本市の主な除雪機械は、 大部分の除雪機械を民間業者から 市が保有する除雪機械は僅か一 除雪グレーダ、 除雪機械の確保が必 除雪ド

しくなっています。

2 民間業者の機械等の確保が困難

おいては採算が取れず、除雪から撤退する業者も 冬期間を通しても比較的少ないため、 本市の除雪機械の稼働時間は、その降雪量から 除雪業者に

に努めてきました。

状です。 除雪路線を確保しているのが現 託業者に貸与することにより、 機械の確保がむずかしいことか 委託業者だけの除雪機械では 機械についても減少傾向にあり、 くい状況となっています。 あるなど、 さらに、 市が機械をレンタルし、 民間委託業者の保有 除雪への協力が得に

形態が変化し、自社で機械を保 れに比例するように市でレンタ 有しない業者が増えており、こ 民間業者の機械保有 0

昨今、

手不足などにより、オペレーターの確保も年々難 で大きな負担になっています。 ルする機械が増えている傾向は また、 機械のオペレーターの高齢化、 (表6)、 その担い 費用面

表 6 レンタル機構	戒数の推	៛移		
	H16	H17	H18	H19
シンタル機械数(台)	43	72	102	156
対前年度増減		+29	+30	+54

費を保障する制度といえます。

今回の制度整備により、

レンタル機械の急増を 安定的な民間業者の機 かる保険料や税金等の機械保有に必要な基本的経

したところです。この制度は個々の除雪機械にか

を図るため、

全市統一した機械管理費制度を整備

含め、今後とも安定的で持続的な除雪機械の確保 の統一に向け、県から移譲を受けた国県道除雪も

今年度、政令市移行に際して、それら独自制度

5,

レ

防ぎたいと考えています。 械確保に繋げるとともに、 五 おわりに

締めて取り組む必要があると考えています。 民生活の安定を図ることを主眼に、一層気を引き 準を維持することを基本としながら、 新たに国県道除雪が加わり例年になく大きな責任 を背負った中で、市道、 雪を迎えますが、今年度、市道除雪のみならず、 本市は、この冬、政令市に移行して初めての除 国県道それぞれの除雪水 何よりも市

備し、 ては機械待機料や機械整備料など、 法を基本としながらも、合併前の旧市町村によっ 本市は、 機械の保障を行うことで安定的な機械確保 除雪機械の作業時間に応じた支払い方

独自制度を整

3

機械管理費制度の導入



託における

福島県土木部道路管理グループ

はじめに

西は新潟県、北は宮城・山形両県、 を有している(図1)。 され、それぞれ気候・風土等を異にした地域特性 いるため、会津、中通り、 おり、東に阿武隈山地、西に奥羽山脈が縦断して 茨城・栃木・群馬の三県に囲まれ、その面積は一 三、七八二帰で全国第三位の広大な県土を有して 福島県は東北地方南部に位置し、東は太平洋、 浜通りの三地方に区分 南は北関東の

格差を無くし経済の活性化と民生の安定を図る上 は豪雪や特別豪雪地域であるため、他の地域との 分の一を占め、 積雪地域は、会津地方全域と中通り地方の約三 特に県土の四割を占める会津地方

で冬期交通の確保は非常に重要な課題である。

除雪業務委託をめぐる動向

負った会社が人件費に見合う収入すら得られず、 除雪機械の稼働が極端に少なくなり、 ど建設業界を取り巻く環境の激変から、除雪業務を 託一八五㎞を除く四、六七七㎞を民間企業に委託 九四㎞に及び、このうち直営二三二㎞と市町村委 を雇用していくことが難しくなってきている。 ており、これまでのように除雪機械のオペレーター 請け負っている企業も極めて厳しい経営状況となっ しているが、近年の公共事業の減少や入札改革な 特に、昨年度は記録的な暖冬となったことから 本県では、県管理道路の車道除雪延長が五、〇 除雪を請け

> 低保証制度を創設するよう強い要望が出された。 め、平成一八年度末には県に対して待機に係る最 会津地方を主として赤字となった会社が大半を占 除雪の待機については、これまで、大雪注意報



い場合は、

は待機補償の計上が難しい状況となっていた

図

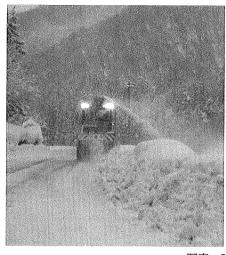
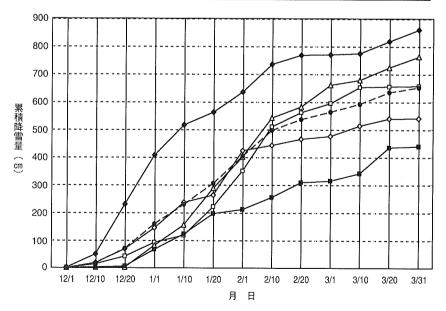




写真 除雪作業の状況

《年度別平均累計降雪量》

(単位:cm) 年度 12/1 12/10 12/20 1/1 1/10 1/20 2/12/10 2/20 3/20 3/31 3/1 3/10 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 5 箇年平均



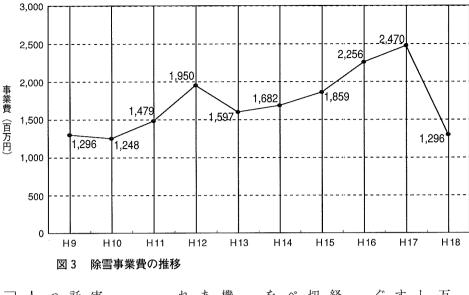
◇…平成14年度 □…平成15年度 △…平成16年度 ♦…平成17年度 ■…平成18年度 ●…5箇年平均

図 2 福島県内指定観測箇所平均累積降雪量

三課題

本県では、

去る四月一日から設計金額三、〇〇〇



すべてを一般競争入札としたことから低入札が相次 機に係る何らかの保証制度を創設し、 を維持することが困難な状況となっている。 切る会社が多くなってきており、このままではオ 経営をせまられており、大幅な人員の削減に踏み ぐなど、平均落札率も八五%程度となっている。 し、さらに一〇月一日からは二五〇万円以上の工事 れるよう改善することが是非とも必要となった。 あってもオペレーターの人件費が一定程度支払わ ペレーターの確保ができず、これまでの除雪体制 万円以上の工事について条件付一般競争入札を導入 このため、 このため、 今冬の除雪体制を確保するには、 建設業界ではこれまで以上に厳しい 暖冬の年で 待

四 対策として「基本待機保証」を設定

県内の全域を対象として過去三年間の除雪稼働県内の全域を対象として過去三年間の除雪稼働県内の全域を対象として過去三年間の除雪稼働県内の全域を対象として過去三年間の除雪稼働

四日までの三ヵ月間を「基本待機保証期間」と

ず、保証するものである。機保証」として降雪状況や除雪の有無にかかわらで六○日分の費用を待機時間に換算し、「基本待定め、この期間のうち最大(会津の特別豪雪地帯)

(図4・5)。 (図4・5)。

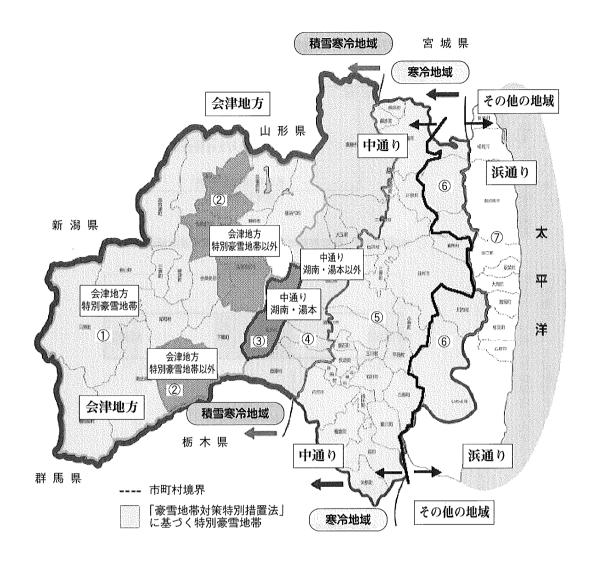
今後の対応

五

を主として不調となった区間が複数あった。合わせを実施しているところであるが、中通り地方一一月下旬にかけて今冬の道路除雪業務委託の見積一一月下旬にかけて今冬の道路除雪業務委託の見積

として以下のとおりである。 その原因としては、様々なものがあるものの主

第一に、県内では公共事業が年々減少しており、 第一に、県内では公共事業が年々減少しており、収益 が全く見込めない状況となり、リストラなどによっ が全く見込めない状況となり、リストラなどによっ で企業の基礎体力が大幅に低下したことか で企業の基礎体力が大幅に低下したこと。



地域・方部別区分

- ① 積雪寒冷地域・会津地方(特別豪雪地帯)
- ② 積雪寒冷地域・会津地方(特別豪雪地帯以外)
- ③ 積雪寒冷地域・中通り(湖南・湯本地区)
- ④ 積雪寒冷地域・中通り(湖南・湯本地区以外)
- ⑤ 寒冷地域・中通り
- ⑥ 寒冷地域・浜通り
- ⑦ その他の地域・浜通り

基本待機保証割合

- ①の保証の割合を100%とすると
- ②は60%程度
- ③は80%程度
- ④は40%程度
- ⑤は20%程度
- ⑥は30%程度
- ⑦は5%程度となる

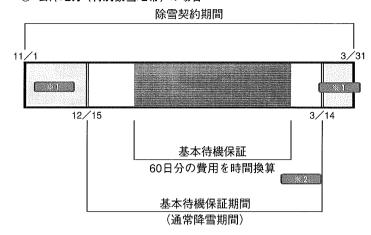
図4 地域・方部別エリア図

と比較して二〇~四〇%程度となっていること。 地域別補正と契約期間補正の結果、 中通り地方であるため、 基本待機保証は人件費のみとなってお 「基本待機保証」 会津の豪雪地帯 の金額が

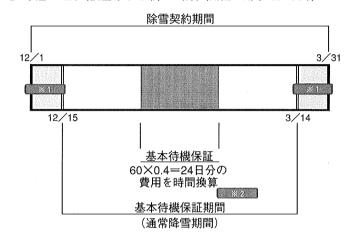
今回不調となった区間の大半は、

本県の

○ 会津地方(特別豪雪地帯)の場合



中通り地方(積雪寒冷地帯)の場合(湖南・湯本地区以外)



※1…基本待機保証期間外であっても、待機命令を出せば待機補償費が支払われます。 ※2…基本待機は1日を最大11時間に換算する。

「基本待機保証」概念図 図 5

様方にとっても、 オペ 機保証により豪雪地域を含む会津地方におい 確保に向けて実態にそった保証制度等のさらなる ては様々な課題があったことを受け、 ズンを迎えていますが、 ・善・ おります。 たことについ かしながら、 整備に努め、 ターが安定的に確保され、 ては一定の評価を得たものと捉え 前述のように、 県民や本県を訪れる多くの皆 今年から設定した基本待 本格的な冬のシ 他 除雪体制 の 地域に 除雪体制の ては 0 が VΑ

保証 対応できないことであり、 以上の三つのことが理由の大半であったが、 崩 が無いこと。 自社所有機械の経費もしくはレンタル費用 題については除雪その 入札制度の見直しなど もの の問題としては 第

が行われることに期待するほかはない状況となっ

費の実態をあらためて調査し、 向けての課題と捉えており、 ている。 第二と第三の 問題につい ては、 今冬の実績や機械経 改善に努めて 平成一 一〇年度に

考えである。

たもの その費用計上方法が大きな課題である。 する必要があることから、 なってきており、 除雪機械を受託会社の自社所有機械に依存してき 特に機械経費につい Ó, 近年は機械を処分している会社が多く 今後はレンタルして機械を確保 ては、 V ンタル 浜通りの大半が の取扱並び

本誌が発行されるころには、

世界道路会議を振り返って

〜道路課金が大きなテーマに〜

はじめに

(デレー)。 四年毎に開催される世界道路協会(PIARC) 四年毎に開催される世界道路協会(PIARC)

で開かれてから百周年となる記念大会で、世界一の促進や世界全体の道路技術・道路交通政策の向の促進や世界全体の道路技術・道路交通政策の向の促進や世界全体の道路技術・道路交通政策の向界IARC活動の主要国の一つであります。 PIARC活動の主要国の一つであります。 PIARC活動の主要国の一つであります。

四二ヵ国から四、○○○名以上が参加、日本から四二ヵ国から四、○○名以上が参加、日本から四二ヵ国から四、○○名以上が参加、日本から四二ヵ国から四、○○名以上が参加、日本から四二ヵ国から四、○○名以上が参加

第二三回世界道路会議概要

行われました。 (持続可能な発展のための選択) をテーマとしてにより "The Choice for Sustainable Development"

示会、ならびにフランス政府主催のテクニカル・別セッション」に加え、各国政府及び企業等の展略課題セッション」「技術委員会セッション」「特ータ回の世界道路会議は、「大臣セッション」「戦

道路局企画課国際調査係

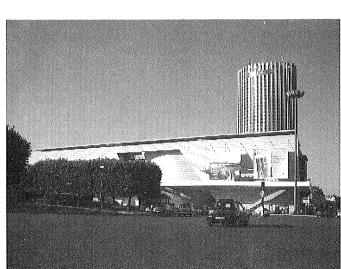


写真1 パリ市内の国際会議場「パレ・デ・コングレ」

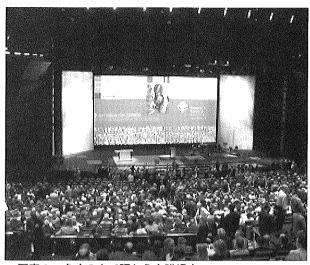


写真2 多くの人で賑わう会議場内

ビジット が行われました。

る各国の大臣を招き道路課金について議論されま - 大臣セッション」では、 P I A R C に 加 盟

果を網羅し、 ク・テーマ・ST)について議論しました。 ン・SD) (二〇〇四年~二〇〇七年) 一元で行われた一八の技術委員会(TC)の活動 「技術委員会(TC)セッション」では、 戦略課題 セッション」では、 四つの戦略テーマ (ストラテジック・ のPIARC活動成 今ター (ストラテジッ ディ V A レクシ 四 S T 年間 . =

の総括が行われました。

高い特定のテーマが選ばれ、議論が行われました 「特別(SP)セッション」では、近年関心の

三 大臣セッション **〜道路課金が話題に〜**

を行 大臣、 コロジー その後、 九月一七日(月) Colin Jordan世界道路協会会長がスピーチ 各国の要人が列席され大変盛況でした。 世界五〇ヵ国・五七人の交通・インフ 持続可能開発整備省Jean-Louis Borloc の開会式では、フランスのエ

> さを感じました(写真3・4)。 場は世界各国からかけつけた多くの傍聴者でにぎ は国土交通省の谷口博昭技監が出席しました。 テー ラ担当大臣が参加する大臣セッション わっており、 「道路課金~その可能性と限界~」 マとして話し合われました。 道路課金に対する世界的な関心の高 なお、 を議論 が 日本から 開 催 会 0 さ

) 受容に関する社会経済的考察」 環境政策の手段としての道路課金」 般化された道路課金の解釈」)に分かれ、 大臣セッションは、 三つのラウンドテー 一拡大あるい 「道路課 ブ 議 は ル 論 金



大臣セッションでの谷口技監の発言 写真3



写真4 大臣セッション参加者

が行われました。

◆テーマ1:環境政策の手段としての道路課金

した。 道路課金をどのように実行するかが話し合われま 同テーマでは、大気汚染や騒音の改善のために

道路に対する課金の方法は、有料道路としての建金、トンネルや橋の通行料としての課金、都心で様々であるが、いずれにおいても自動車交通量や温室効果ガス排出量の削減に貢献しているこ量や温室効果がス排出量の削減に貢献しての課金、都心

●テーマ2:

道路課金の受容に関する社会経済的考察

が話し合われました。に受容されるような制度設計をどのように行うかに受容されるような制度設計をどのように行うか

担当者を議論に参加させること、道路課金によるに対し、意思決定過程において道路利用者や経済容性に対し国内で議論になっているが、この問題多くの国々が道路課金に対する社会経済的な受

れました。 で通等)を用意することが重要であることが示さ と、代替する交通手段(並行する一般道路、公共 と、代替する交通手段(並行する一般道路、公共 のよりのみ修等)をわかりやすく情報提供するこ

◆テーマ3:

| 「同テーマでは、道路課金制度を一般化するため| | 拡大あるいは一般化された道路課金の解釈

の方法が話し合われました。 道路課金により、大型車交通量の調整や道路ネットワークの改修等に必要な資金を確保する等の成果を出している国がある一方で、道路課金により得られる効果を知りつつも、国の社会経済に与える悪影響を懸念して実行を躊躇している国があり、道路課金の一般化にあたっては、対象とする道路、車両等を道路のトータルネットワークで検討する必要性を道路のトータルネットワークで検討する必要性を、道路利用者の理解が得られる料金設定や必要性や、道路利用者の理解が得られる料金設定や必要性のPRが重要であることが示されました。

れました。 Lino Soares Correia大臣により、次のことが示さ よいトガル公共事業、交通及び通信省のMario が成立とが示されました。

を促し、より環境にやさしい交通システムへり、社会・環境影響コストに見合う課金価格の、社会・環境影響コストに見合う課金価格の、社会基盤や環境に与える影響の定量化を図

の移行が可能である

- ように取り組むこと 道路課金に対し、社会経済的に理解される
- を調査研究することの必要性 きさ等、交通規模に対する道路課金の適応性 の 一 会後も都市部と地方部、ネットワークの大

保することが可能であると、締めくくられました。球環境を守ることのできる適切なモビリティを確は社会経済の発展を阻害することなく、また、地また、これらを実践することにより、道路課金

戦略課題セッション

四

~ここでも道路課金が話題に~

組み」について報告したいと思います(写真5)。 をして「ST1 道路システムのガバナンスとマ をして「ST1 道路システムのガバナンスとマ をして「ST1 道路システムのガバナンスとマ として「ST1 道路システムのガバナンスとマ として「ST1 道路システムのがバナンスとマ として「ST1 道路システムのがバナンスとマ として「まだった。 で通安全と道路管理」「ST4 道路インフラの は略テーマについて、今会議では「戦略課題(ス トラテジック・ディレクション・SD)セッショ トラテジック・ディレクション・SD)セッショ として議論がなされました。これらの は、特に興 なの高かった、「持続可能な道路システムへの取 はの高かった、「持続可能な道路システムへの取 はの高かった、「特に関する。」

●戦略課題1:

戦略課題1のセッションでは日本を含む八ヵ国**「持続可能な道路システムへの取組み」**

プレゼンテーションしました。 参画』や『行政マネジメント評価』を積極的に導 する道路維持管理費用のためには安定した道路特 局地方道・環境課長が参加し、「今後急激に増大 した。日本からは、国土交通省の徳山日出男道路 と「業務執行の効率化 の参加者により、「道路システム整備の財源確保 入し国民の理解を得ることが必要である」ことを 定財源確保が重要であるが、そのためには『市民 一の政策課題が議論されま

安定した道路財源を確保するため、執行体制の効 本高速道路㈱社長(PIARC実行委員)が、① 最後に、コーディネーターである井上啓一東日



セッション 写真5 SD

S P 9

し渋滞、 めるべきであると締めくくりました。 ともに、パブリックプライベートパートナーシッ ②パフォーマンス指標を各国で幅広く活用すべき 研究し、良好なガバナンスを広めていく活動を進 プ(PPP)による道路整備手法について更なる 及すべきこと、③道路財源の必要性をPRすると であり、 てアカウンタビリティの向上が必要であること 率化を進めるとともに道路利用者のニーズに対し 事故、環境等の課題を解決する手法を普 道路の運用に関してもITS技術を活用

五 特別セッション

行われました(詳細は省略)。 特別セッションでは次のテーマについて議論が

S P 1 S P 3 S P 2 ガバナンスと腐敗防止 行政の進化:地方分権 人材育成

S P 5 S P 4 道路公共施策の業績評価 長期契約による道路投資

S P 6 都市内インターモーダル

S P 7 開発途上国での交通安全

S P 8 渋滞対策

弱者に対するモビリティ

S P 10 総合物流輸送

S P 12 S P 11 開発途上国での道路マネジメント課題 過積載車対策

> S P 13 気候変化に対する道路システムの脆弱性

S P 14

S P 15 トンネルの交通安全マネジメント

S P 16 新技術

S P 17 S P 18 / 19 研究の需給と公的機関の技術革新支援 道路の歴史

六 その他 S P 20

道路安全の監査と点検

高速道路㈱、 いた道路橋の開発」(西日本高速道路㈱、 管理部門で「超高強度繊維補強コンクリートを用 門分けされております。日本からは、建設、 続可能な開発」「コミュニケーション部門」 賞は「建設、維持管理部門」「交通安全部門_ コンクールの表彰式が行われました。PIARC (写真6)。 今大会では、PIARC賞と名付けられた論文 大成建設㈱) が受賞いたしました 東日本 に部 維持

交流の場にもなったようです(写真1)。 活発な質疑応答がなされると共に、国際的な人材 また今大会では、ポスターセッションが開かれ、

日本展示館について

設備に関する一般展示会が開催されました(表)。 六政府二〇〇団体以上の参加による道路関連技術 会議期間中、 セッションと平行し、世界中から のもと、約二〇〇名が参加して盛大に行われまし 路百年、 コルテ事務局長、 ングセレモニーは、ジョーダン世界道路協会会長、 最先端技術を紹介いたしました。 路)に分けられ、パネルやビデオを使って日本の を出展しました。展示は五つのテーマ また、日本展示会開催初日に行われたオープニ 建設技術、 谷口技監、 道路管理、 飯村在仏大使ご臨席 道路運用、 (日本の道 有料道

速道路会社、

建設会社、

社日本道路協会が主体となり、

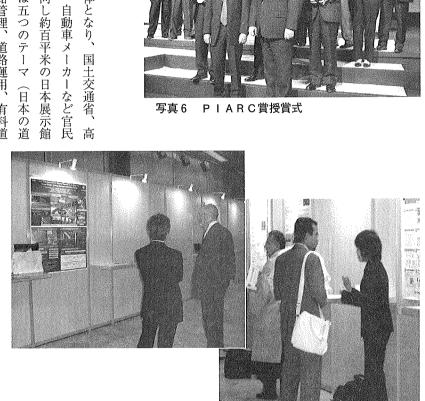
国土交通省、

高

合わせて四五団体が共同し約百平米の日本展示館



PIARC賞授賞式 写真6



ポスターセッションの様子 写真7

紹介でき好評でした。

五日間で延べ約三、〇〇〇人の来場者があり、

書家のデモンストレーションも日本独自の文化を た。フランスでは現在ちょっとした日本ブームで、

ゾーン	内容	企業/団体
	道路と国土の発展	国土交通省道路局
①日本の道路100年 日本の発展と道路を振り返る	研究開発	国土交通省国土技術政策総合研究所 (娘) 土木研究所
②連殺技術 困難を克服するための	トンネル	(株) 大林組 鹿島建設 (株) 潜水建設 (株) 岩高高速電路 (株) 大成建建設 (株) 西日本高速電路エンジニアリング中国 (株) 再改建設 (株) (株) 開創 富士組挟システムズ (株) 三井住友建設 (株) みらい建設工業 (株)
建設技術	橋梁	(間) 海洋架橋・橋梁遡査会 (社) 日本橋梁建設建設協会 (社) ブレストレスト・コンクリート建設業協会 本州四国連絡高速道路(株)
	舗装	鹿島道路(株) グリーンアーム(株) 日本道路(株) (株)NIPPOコーボレーション

ゾーン	内容	企業/団作
	アセット マネジメント	(腓) 道路保全技術センターニチレキ (株)(株) パスコ
③道路管理 効率的に資産を管理する	リスク マネジメント	(株) 建設技術研究所 (財) 先寄建設技術センター 日本工名(株) 阪神高建道路(株)
①道路連用 道路の資産を最大限有効に 活用する	T S 高度道路交通 システム	沖電気工業(f木) 技術研究組合を行支援道路システム開発技情 (明) 通路交通情報施庁ンステムセンター (明) 通路システム高度化推進機構 (明) 道路海企業開連機構 トヨク月動車(f本) 日本電気(f本) 三菱電機(f木)
	雪氷対策	(社) 害センター
	自立移動支援	(財) 国土技術研究センター
②在計道路	民営化 有料道路	首都高速直路 (株) : 再揭 中日本高速直路 (株) : 再揭 內日本高速直路 (株) (象) 日本高速部 (株) : 再拋 便种高速路 (株) : 再拋 电日本高速路 (株) : 再拋 中日本高速路 (株) : 再拋

られました。特にITS技術、トンネル脱硝技術 出展企業の担当者に熱心に質問をする人も多く見



写真8 日本展示館オープニングセレモニー

アメリカのミネアポリスで発生した落橋事故な大きな関心を集めていたようです(写真8~10)。



写真9 数多くの国の来場者で賑わう日本展示館

ティで開催されます。 大会は二〇一一年にメキシコのメキシコシ 加してもらいたいと思います。 の土木技術者にも世界道路協会の活動に参 まで幅広い分野を議論しているので、多く 環境、 も議論されています。 世界共通の課題として世界道路協会の場で 対する関心が高くなっています。そういっ た管理も含めた道路財源確保などの課題は、 どを発端とし、 道路の社会経済効果、 交通安全、都市交通、ITSに至る 日本では道路の維持管理に また道路財源に限ら 行政組織、 次回の世界 運用、



写真10 ブースでの配布物

補助事業等予算実務講座

Q & A

Question

二条に基づく財産処分の取扱い如何道路局所管補助事業における、適正化法二十

Answer -

適正化法第二十二条に基づく

長等に委任されている。 長等に委任されている。 長等に委任されている。

額を国に返還すること等である。 地方整備局長等は、補助事業者から財産処分の が処分する場合には、必要な条件とは、財産を有償 を行うこととなる。必要な条件とは、財産を有償 を行うこととなる。必要な条件とは、財産を有償 を行うこととなる。必要な条件とは、財産を有償

目的に反しないと考えられるため、承認を受けるては、以下に掲げるようなケースは、補助事業の譲渡等を行う場合であるが、道路局の運用においるのは「補助金等の交付の目的に反して」使用、適正化法第二十二条により財産処分が制限され

必要は無いものとして取り扱っている。

- →卦ナ拲~こより道各の幾能が進寺×1~るの・橋梁の掛け替えにより、旧橋を撤去する場合
- で、補助事業の目的に反しない
 →掛け替えにより道路の機能が維持されるの
- 付け替えられる場合補助事業で整備した道路がダムの建設に伴い
- で、補助事業の目的に反しない→付け替えにより道路の機能が維持されるの
- 等と交換する場合となった道路敷地を同一路線の改築事業用地となった道路敷地を同一路線の改築事業用地
- 補助事業の目的に反しない→道路事業の目的は変更されていないので、

長等に相談することとなる。るケースが発生した場合には、個別に地方整備局このほか、補助事業の目的に反しないと思われ

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(財産の処分の制限

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得して使の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める財産を、各省各庁の長の承認をいっただし、政令で定める場合は、活助事業等により取得し、第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、

道路局所管補助事業において取得した財産とは、道路の敷地及びトンネル・橋等の工作物、道路附属物等であり、これらはいずれも補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭路、首等の事性の対象をあり、これらはいずれも補助金等において取得した財産と

補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律施行令

次に掲げるものとする。 第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、

(処分を制限する財産

- 一不動産
- 一 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの

するため特に必要があると認めて定めるもの

は、自動車や測量機器等の機械・器具等についてて、省令等において特に定めたものはない。これ同条第四号に該当する機械及び重要な器具につい場合があるが、道路局所管補助事業においては、場合があるが、道路局所管補助事業を購入する車や測量器械等の高額な機械・器具等を購入する車や測量器械等の高額な機械・器具等を購入する

は、二十二条に基づく財産処分の問題ではなく、は、二十二条に基づく財産処分の問題ではなく、は、二十二条に基づき、継続使用の承認を経て当該補助事業の結びを除き、当該物件の残存価格に当該補助事業の完了後これと同種の他の補助事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助する場合を終し、二十二条に基づく財産処分の問題ではなく、は、二十二条に基づく財産処分の問題ではなく、は、二十二条に基づく財産処分の問題ではなく、は、二十二条に基づく財産処分の問題ではなく、は、二十二条に基づく財産処分の問題ではなく、は、二十二条に基づく財産処分の問題ではないます。

限を適用しないこととしているものはない。とのがないので、該当がない。第二号については、道路施設は維持修繕を行いながら半永久的に供用することを前提とした施設であることから、期間することを前提とした施設であることから、期間についての定めをしたものはない。第二号については、道路施設は維持修繕を行いながら半永久的に供用することを前提とした施設であることから、期間についての定めをしたものはない。

補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律施行令

(財産の処分の制限を適用しない場合)

場合は、次に掲げる場合とする。 第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める

- 基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場基き補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に
- 案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘

一財産処分の承認申請

余裕をもって相談することが望ましい。適正化法第二十二条に基づく財産処分の承認申請をにおける審査等が必要となることから充分な時間的における審査等が必要となることから充分な時間的における審査等が必要となることが望ましい。

申請書の様式については、処分する物件や処分申請書の様式については、処分する物件や処分申請書の様式については、処分する物件や処分申請書の様式については、処分する物件や処分

例」のとおりである。 一般的な、申請書の記載事項の例は、「申請書

三 財産処分の承認に伴う補助金の返還

道路局所管補助事業においては、補助金を充当し

て取得した財産を処分することにより補助事業者が

線形変更等により不用となった土地を有償で処分 旨の条件を附することとして運用している。 例えば、補助事業により整備した道路におい

て、

する場合には、処分価格に補助率を乗じて得た額

【申請書例】

番 号 平成 年 月 日

○○地方整備局長

〇〇〇市 長

道路局所管補助事業により取得した財産の処分承認申請書

年度の道路局所管補助事業において取得した財産の処分について承認を 受けたいので、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第二十二条の規定により、 下記のとおり申請する。

記

- 1. 補助事業の内容 ○○○事業費 市道補助 道路改築 事業費 千円 補助率 ○/○
- 2. 事業の実施期間 平成○年度~平成○年度
- 不動産 (土地) 3. 財産の名称
- 4. 処分の方法 譲渡 (譲渡先 ○○○○○)
- 5. 財産の数量 公衆用道路
- 6. 処分理由
- 7. 処分金額(概算)

円

日

月

 m^2

- 8. 処分予定日 平成 年
- 9. 添付書類 (土地の場合の例)
 - 1)位置図
 - 2) 申請理由書
 - 3) 丈量図(土地評価調書)
 - 4)譲渡先の事業概要
 - 5) 完了実績報告書(補助率差額分を含む)

【承認書例】

番

묽

〇〇〇市 長

日付け第 号で申請のあった国庫補助事業で取得した財産 の処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条の規 定により承認する。

なお、承認に係る処分が完了した場合は、その旨を当職あて報告されたい。 また、承認に係る処分から生じた利益については、補助金相当額を返還するものと するので、併せて報告されたい。

平成 年 月 日

○○地方整備局長

る。 を、 玉 [庫に返還すべき旨の条件を附することとな

財産とする場合には、その時点における時価評価額 また、 有償譲渡等を行わずに、補助事業者の普通

取得時の価格を超えるような場合には、 る部分には補助金は充てられていないので、 に補助率を乗じて得た額を返還することとなる。 ただし、処分価格又は時価評価額が当該土地の 当該超え

た額を上限とするべきであろう。

なお、

以下に掲げる場合には補助事業者の利益

返還額は当該土地の取得価格に補助率を乗じて得 金を返還させることにはなじまない。したがって、

ある。

【報告書例】

番

号

○○地方整備局長

〇〇〇市 長

道路局所管補助事業により取得した財産の処分について(報告)

月 号で承認を受けた財産の処分について、完了した 年 日 ので、下記のとおり報告する。 記

- 1. 処分価格
- 円
- 2. 補助率 3. 返還額
- 円 四
- 関係書類
 - 1) 土地評価調書
 - 2) 契約書
 - 3)登記簿写し

【返還命令書例】

番

号

〇〇〇市 長

道路局所管補助事業により取得した財産の処分に係る補助金の返還命令書

平成 年 月 В 号で承認した件について、下記のとおりその返還 を命ずる。

平成 年 月 \mathbf{H}

○○地方整備局長

記

- 1. 返還額
- 2. 返還期限

円

年 平成

となる。

日 月

て地方整備局長等に報告を行い、

地方整備局長等

おわりに

事業で取得した財産処分の取扱いに関し議論が生 じたことを聞き、 てきたところであるが、 回までは、主に申請手続関係について紹介し この事案を取り上げたところで 今回は、 道路局所管補助

考えているので、ぜひ参考としていただきたい。 じた場合には、本Q&Aでも取り上げていきたい 今後も、 道路局所管補助事業に関し、疑義等が生 に相当する金額はないと考えられるので、 返還

件を附する必要はない。 廃道にする道路の橋梁等の構造物を撤去した 廃道にする道路の橋梁等の構造物を存置する 場合で、撤去費用が発生材価格を上回る場合

同一事業主体の他の公共施設等に転用する場 れる場合を除く) 場合(当該構造物に財産価値があると認めら

契約書の写し、 者は財産の処分の完了後、処分価格の算定根拠、 補助金の返還条件を附した場合には、 められる場合 合で、無償で転用することが適当であると認 登記簿の写し等の関係書類を添え 補助事業

道路法令関係 Q&A

歩道の新設等について指定市以外の市町村が行う

道路局路政課

THE PROPERTY AND ADDRESS AND A

ij

100

を見ている。左ほほのえくぼがまぶしい。右の耳が覗き込んでいる。逆光で目を細めながらこちらデスクの上につまれている資料の間から、マリコ「メリークリスマス。おはよう。マコト。」

「そうよ、しばらくあなたの寝顔を見ていたの。

「おはよう。

君も結局泊まったのか。」

に髪をかけるしぐさをしながら、微笑んでいる。

自分で言っておかしくなったのか、マリコは口元をおさえながら静かに笑った。ぼくもつられてた。マリコが笑っているのを眺めていると、笑った。マリコが笑っているのを眺めていると、にた。マリコは総括班の係員で、僕とは同じ歳。今年、二九になる。朝陽に照らされたその顔を見て、地球の半分が夜になるこの瞬間、ぼくだけはて、地球の半分が夜になるこの瞬間、ぼくだけはで、地球の半分が夜になるこの瞬間、ぼくだけはにとって、マリコは特別な存在である。

と全治について全能なカミサマやホトケサマでもと? マコトが代行するの?」とマリコは言った。と? マコトが代行するの?」とマリコは言った。と? マコトが代行するの?」とマリコは言った。こうと思う。」

ていた気がする。」のことを守るということになる…、という夢を見ぬことを守るということになる…、という夢を見権限は行使できないんだ。だから、ぼくだけが君

して決めたってこと。」「でも、それじゃ代行についてはカミサマと協議「じめな顔でぼくがいうと、マリコは笑った。

「ないごか、旨臣万人トンラブサメニュュ・なを行使するかは、これからまた話し合う。」たんだ。そして協議は成立した。どのような権限にそうだよ。これからそうするって協議して決め

マリコは言った。 「なんだか、指定市以外の市町村みたいね。」と

い出していた。
ぼくは、いつか、こころに決めていたことを思

「ありがとうございます。」

マリコは儀礼的にとても短く答えた。

でも、マリコは帰宅した様子がなかった。 とても忙しそうに動き回っていた。二三時を過ぎ とても忙しそうに動き回っていた。とりわけ、平成一九年の道路法改正の していた。とりわけ、平成一九年の道路法改正の とても忙しそうに動き回っていた。 とてもだしるようだった。

日付が変わる頃、有料道路課に資料を取り立て日付が変わる頃、有料道路課に資料を取り立ていった。路政課と交通管理課へは課内でつながっている。全員帰ったのピーをとりに交通管理課にいった。路政課と交通ピーをとりに交通管理課にいった。路政課と交通ピーをとりに交通管理課にいった。路政課と交通ピーをとりに交通管理課にいった。

「ごめん。」

すど。 マリコはあわてて涙を拭いて、ぼくに笑顔を向

て。」
「わたしこそ、ごめんなさい。誰もこないと思っ

た。

i-podを置いていった。そして、『たくさんの歌をは、マリコのデスクに、ぴったり一〇〇曲入ったられないと思ったから。補佐はふだん反抗的なぼられないと思ったから。補佐はふだん反抗的なぼられないと思ったから。補佐はふだん反抗的なぼられないとだよ。路政課のコピー機使うから。」

からね』とメモを書いておいた。
きないよ。なにしろ、歩道の新設等しかできないんで指定市以外の市町村は車道系の権限は代行で聞いたら。何か気がまぎれるかもしれないよ。そ

手紙には、入っていた曲の中にとても気に入った。とても長い手紙が一緒に添えてあった。してから、ぼくの机の中にそれを返してくれていっていたかもしれない。でも、マリコはしばらくっていたかもしれない。でも、マリコはしばらく

たものがあったこと、泣いているのが見つかって

っくり二人で話がしたいということが書いてあっと、市町村が国道又は都道府県道において歩道のと、市町村が国道又は都道府県道において歩道のと、市町村が国道又は都道府県道において歩道のと、市町村が国道とであること、そして今度ゆめ決めておくべきことであること、とても励まされたこすこし恥ずかしかったこと、とても励まされたこすこし恥ずかしかったこと、とても励まされたこ

飲みに行った。そのときは午前二時を回っていたそして、ほどなく、ぼくたち二人は仕事帰りに

せた。ぼくたちは、その姿勢のいい初老の男からちーが、長い時間、彼がそこにいたことを想像さの一番奥にいた。グラスに残ったわずかなウィスいパリッとしたスーツの初老の男が、カウンターいパリッとしたスーツの初老の男が、カウンターと思う。

マリコはキールを注文した。けた。そして、ぼくはボウモアをオンザロックで、ちょうど三つはなれたスツールにならんで腰をか

ヮ。」「この前はありがとう。なんだか元気になった

は意外だったな。」
は意外だったな。」
に会れていた。
は意外だったな。
は意外だったな。
は意外だったな。
は意外だったな。
にも君が指定市以外の市町

よ。」とマリコは言った。そういう特別なものってなんだかほっとけないの「そうね。そもそもなんだかよくわからないけど、

「まあ、簡単なことさ。」

が置かれた。 は同時に二人のコースターの上にそれぞれグラスして、カウンターの上に平行に置いた。それとほして、カウンターからマドラーを二本借りた。そ

「君のセーターの色と一緒だね。」と僕は言った。 「この右側の棒が歩道で、左側の棒が車道だとし は占用の権限はない。でもほら、例えば、こうし は占用の権限はない。でもほら、例えば、こうし と、さて都道府県か指定市以外の市町村かどちら と、さて都道府県か指定市以外の市町村かどちら

いしわね。いかにもお役所的じゃない。」「難しいわね。でも両方からとるのはバカバカし

管理者に留保することにした。」管理者に留保することにした。」のナプキンを持ち上げ、それを指の上で器用にくるくる回しながら、難しそうな顔をつくった。「そういうことは占用者の視点に立って考えない「そういうことは占用者の視点に立って考えない「そういうことは占用者の視点に立って考えないでおけない。つまりね、本来道路管理者に留保することにした。」

つもウィスキーを頼むのね。」てなんだか素敵ね。それは、そうと、あなたはい「なるほどね。みんなのこと考える道路管理者っ

「うん。そうなんだ。こういうところではシングルモルトと決めている。ピュアな感じがいい。そして、なんといっても指定市以外の市町村に似ている。歩道の新設等の一部しか道路事業ができないのに、地域住民の日常生活の安全性、利便性の向上そして快適な生活環境の確保を図ろうとしている。そんな感じがするんだよ。そこにはつねにいる。そんな感じがするんだよ。そこにはつねにいる。そんな感じがするんだよ。そこにはつねにいる。そんな感じがするんだよ。でも、実はそれた道路法に新しい価値を与えた。でも、実はそれた道路法に新しい価値を与えた。でも、実はそれた道路法に新しい価値を与えた。でも、実はそれた道路法に新しい価値を与えた。でも、実はそれに書から道路法の目的の中に織り込まれていたんだ。だから平成一九年の改正では、目的の改正は

「もちろん。いいよ。」「私も飲んでみていい。」

じゃないかな。」「それは、ウィスキーの樽にしみこんだ潮のせい「なんだか懐かしい香りがするわ。」

1

一シオ?」

も海藻を食べるらしい。」お、こでは、牛ね。島の全部が潮風に満ちている。そこでは、牛い・ランドのなんとかというとても小さい島で「そう潮。海の近くに醸造所があるんだよ。スコ

とをマスターは教えてくれた。その島の名前は、「アイラ島」であるというこ

「なんだか思い出しちゃうわ。」

マリコはしばらく考え込むような素振りを見せお母さんが迎えに来てくれたのよ…。」「そうなの、よく夕暮れまで浜辺で遊んでいると、「確か、君は海辺のまちの生まれだったね。」

て、凄く寒くなった。そしたら、外が暗いから出 何かを思い出したように、おもむろにマリコが話 し始めた。じっとグラスをみつめている。遠くを 見つめているようでもあった。 「むかし、海辺の岸壁でかくれんぼしていたとき、 私は三角のテトラポットの中に隠れていた。でも ね、かくれんぼをしていた男の子たちは、誰も私 を見つけてくれなかった。いつの間にか日が暮れ を見つけてくれなかった。いつの間にから出

負ってくれた背中がとても温かかった。」をのときのお母さんはとても大きく見えたし、背にかりは、うちの町はなんで代行したりしなかったわよ。でも、お母さんが迎えに来てくれたの。はかりは、うちの町はなんで代行したりしなかっなのときのがこわくなちゃった。電柱の影がおそってくるのがこわくなちゃった。電柱の影がおそってく

続けて言った。そういって欲しいんだとぼくは思った。マリコは「この間は、残念だったね。」とぼくはいった。

維持・修繕等の管理はもうしませんってね。」思うわ。なにしろマンションの屋上からたんだもの。四四階建てのマンションの屋上からの東京の夜はきれいだし、きっとその瞬間、死のうと思った嫌なこと、全部忘れちゃったんじゃなうかな。指定市以外の市町村が代行事業を全部終えて、すっかり権限を都道府県に返しちゃったときみたいに、きれいさっぱり。整備はしたけど、きみたいに、きれいさっぱり。整備はしたけど、きみたいに、きれいさっぱり。整備はしたけど、

っていた。
そこまで言うと、マリコはそっと目を閉じた。そこまで言うと、マリコはそっと目を閉じた。ないつの間にかいなくなっていた。店には、ぼくといつの間にかいなくなっていた。店には、ぼくとまつ毛がとても長い。カウンターの隅にいた客はまつ毛がとても長い。カウンターの隅にいた客はまつ毛がとても長い。カウンターの隅にいた客は

てくれる。そんなウィスキーなんだ。」

昔からあったなにかを気付かせ

「突然だったんだもの。」

おもむろにマリコは話し始めた。

する必要もないくらいの広い歩道に落ちたの。ア スファルトはきっと凄く冷たくて、お母さんは影 お母さんは、指定市以外の市町村が代行して拡幅 ときに公示はするわよね。何しろ管理者が変わる んだから。それがないのはひどいわよ。そして、 「指定市以外の市町村なら、少なくとも代行する

マリコは声を詰まらせながら続けた。

守ってくれたお母さんは今はいない。」

も形もないお母さんになっちゃった…。わたしを

市町村だった。」 はたった一人でそこにいたの。結局、そこは指定 たから、発見したのも片付けたのも指定市以外の 市以外の市町村が代行して維持していた歩道だっ 「指定市以外の市町村が発見するまで、お母さん

引き寄せた。 はマリコの肩にそっと手をまわし、マリコの肩を マリコはひどく混乱しているようだった。ぼく

維持できないなら、ぼくが代わって維持するだ 備後も維持を行うこともあるし、維持だけを行う こともある。亡くなったお母さんはもう君の事を 「もういいんだよ。結局指定市以外の市町村が整

「ぼくが代行するよ。」とぼくは言った。 その夜、ぼくはマリコを改築した。そして、

ぼ

くたちは付き合うようになった。最初はぎこちな 指定市以外の市町村の話くらいしか共通の話

題はなかった。

た資料を届けに行くイチネンセイ。カレ、もしか ぶの。大臣室から電話がきて、慌てて上司が忘れ と熱いシャワーをしばらく浴びるの。そうすると 衣所で服も下着も乱暴に脱ぎ捨てて。でも体はゆ シャワーを浴びるの。どうせ誰も来ないから、脱 の局の大臣レクが始まる頃、わたしは地下一階で したらカノジョかもしれないけど、カレは階段を ね、どこかのタコ部屋の一年生のことが頭に浮か っくり根気よく洗う。最後に目をつぶって、じっ 「そう、シャワーを浴びてきたの。四階でどこか 「シャンプーの香りがするね。」とぼくは言った。 段飛ばしで駆け上がっていく。」

料を間違える生き物だから。」 「でもやり直しだね。イチネンセイは言われた資

それだけ、まるで、ガンジス川をそこが海だと思 後にもう一度四階に着くとき、そのときのカレの と自分の人生を考える。でも、局にもどって、最 もう一往復する。最初は凄く焦るの、自分のミス れじゃねぇよ」って頭ごなしに言われてね。結局 って泳いでいるイルカのように、無垢なの。そし 心は本当に純真なものよ。早くなんとかしたい。 「そう、でもそれも届けてから気付くのよ。「こ

> うに体の隅々まで自分を見つめるの。」 に、イルカのように今日一日も純粋でいられるよ 鏡の前に出て自分の体を見つめるの。 て、資料が届き終わった頃、私もシャワーを出る。 カレのよう

イチネンセイ、鏡の前の裸の女。それがこの省の 「息の詰まる議論が展開される大臣室、 走り回る

朝か。」

ら目覚めるの。また、新しい一日が始まるのよ。」 からあなたを覗き込む。ほどなく、あなたが夢か 「そして私は静かに席につく。そして、資料 「ジャガイモのようなぼく。」 :の間

るように鸚鵡返した。 「ジャガイモのようなあなた。」マリコは確認す

「そして、記念碑的な恋。」

たほうが手続きは楽よね。代行はなにしろ歩行空 でしょ。でも附属物は車道でも整備できる。」 間の整備という面的な整備を前提に考えているん るのは、市町村が代行するより、占用させちゃっ 「記念碑的な街灯。記念碑的な街灯を一本だけや

もしれない。君を管理するということはとてつも に決めていたこと、あるいはいつか言わなければ いけないと思っていたことを言うことにした。 「ぼくも不完全なんだ。完全な管理はできないか ぼくたちはしばらく見つめ合い、ぼくはこころ 定市以外の市町村って。」

「そうだね。複雑で、そして不完全な存在ね。

指

りたい…。」

りたい…。」

のは君にとっての指定市以外の市町村であたけでも君はとてもステキでいつづけていてくれだけでも君はとてもステキでいつづけていてくれだけでも君はとてもステキでいつづけていてくれたい。

だけでも君はとてもステキでいつづけていてくれたい。

なと思うんだ。だから、ぼくと結婚してくれない。

なく難しいことかもしれないからね。とくに改築

うな気もしたが、でも…。 法の資料に囲かこまれながら言う言葉でもないよなぜか後悔はしていない。クリスマスの朝に道路なぜか後悔はしていない。ア安はあったが、でも、るのかわからなかった。不安はあったが、でも、

っと一生忘れられないわ。」「ありがとう。とてもステキなプロポーズね。き

まり、そこから羽化する季節はずれのアゲハチョぼくは指定市以外の市町村が設置した並木にとは静かにキスをした。

ウのことを考えた。

今月のまとめ

○権限の代行は、いわゆる代理又は委任とは異なる。代行者は法律の規定により、一定の事務を る。代行者は法律の規定により、一定の事務を 教行することとされたとき、道路管理者の権限 のうち、当該事務の執行に必要なものを行うこ とができる。したがって、①代行者が代行する 権限は道路管理者が行使できない。②道路管理 者は代行者に対する指揮監督権を有しない。し たがって、両者の間には権限の調整の問題が生 だがって、両者の間には権限の調整の問題が生 でるにすぎない。③代行者は代行する権限の範 関内で道路管理者と同一の地位にあるため、罰 則の適用については代行者をもって道路管理者 とみなすこととされている。

○市町村が国道又は都道府県道において歩道の新の場合は代行するかしないかの協議の時にあらの場合は代行するかしないかの協議の時にあら設等を行った後の、当該歩道等の敷地の帰属に設等を行った後の、当該歩道等の敷地の帰属に

○市町村が道路法第一七条第三項の規定により歩○市町村が道路法第一七条第三項の規定を代行するときに、歩道等と車道をまたがる占用物件の点ときに、歩道等と車道をまたがる占用物件の点がら、道路管理者(都道府県) に留保しておくべきである。

○道路法第一七条第三項の規定により歩道の新設

等は、地域住民の日常生活の安全性、利便性の向上そして快適な生活環境の確保を図ることを 同上そして快適な生活環境の確保を図ることを 目的におこなわれるものであるが、これは道路 法の目的にある道路網の整備の範囲内のもので ある。また、このような目的でもって行われる 歩道の新設等は、故にある程度の面的な広がり をもった整備であることが望ましく、街灯を一 本だけ整備するような、単発での整備について なら用等のその他の道路法の手続きを用いた方 はら用等のその他の道路法の手続きを用いた方

○旨豆市以外の市町村は、ヨらを開していない旨○皆豆市以外の市町村は、電線共同溝の整備も代

旧については代行することはできないこと。いても行うことができること。ただし、災害復定区間外国道及び都道府県道の維持・修繕につ定を正成外の市町村は、自ら整備していない指

事故について道路の管理瑕疵が争われた事例 |輪車に道路外からの倒木が直撃した

-倒木接触事故損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課 青柳 敬直

したため、これを不服として、

六年一二月二一日受付で、

被告県補助参加 被告県が平成

審判決] 平成一六年一二月九日 請求全部認容 神戸地 (被告控訴) 裁

(二審判決) 平成一七年一二月二二日 控訴棄却 (被告上告) 大阪高裁

[上告審決定] 平成一八年六月一日 最高裁

上告棄却 (確定)

般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべ 造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸 を欠いていることをいい、瑕疵の有無は、当該営 は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性 国家賠償法二条一項に規定する営造物の設置又

内における維持管理状況のみならず、場合によっ 道路における管理瑕疵の判断に際しては、道路

原判決(一審)は、

原告らの請求を全部認容

ては、 する裁判所の判断の一例を示すものである。 ための対応(パトロール)の実施状況の当否に関 本件は、道路外に存する危険物を発見・特定する 木等)に対する対処状況も考慮されることとなる。 道路外からもたらされる危険物 (転石・倒

1 亡Aの相続人である被控訴人(原告)らが、国 家賠償法二条一項に基づき、県道の設置管理者 撃したため、脳挫傷により死亡した事故につき、 を走行していたところ、県道脇の山林の中から 求した事案である。 である控訴人(被告県)に対し、損害賠償を請 枯れた松の木が倒れかかってきてその頭部を直 本件は、亡Aが、自動二輪車に乗って県道上

人が同月二二日受付でそれぞれ控訴した。

2 かな事実 前提事実 (争いのない事実及び証拠上明ら

(1) ア 亡Aは、 故」という。)。 脳挫傷のために死亡した(以下「本件事 側の山林から突然倒れてきた赤松(以下 件県道」という。)を走行中、 被告県が設置、管理する県道(以下「本 九時四五分ごろ、自動二輪車を運転して、 「本件倒木」という。)に頭部を直撃され、 平成一三年一一月一〇日午前 進行方向左

cm 本件倒木は、直径一七・五ないし二〇 総長七・七 m 総重量一二六・六㎏

四・一mあるいは五三・八㎏に上る。 で、その長さ及び重量の合計は、それぞれ の太さ直径約一七・五㎝、重量三四・四㎏ 九・四㎏)及び先端部(長さ二・五m、幹 記三つに折れた部分の内、中央部(長さ れている。本件県道にはみ出したのは、上 に及ぶもので、倒れた衝撃のため三つに折 一・六m、幹の太さ直径一八㎝、重量一

さ約一・五mの場所にあった。同場所周辺 県道脇の側溝から水平距離で三・八m、高 かかってきたものである。本件倒木の根は、 間風速一三m毎秒)のため、県道上に倒れ ので、当日の強風(晴れ時々曇り、最大瞬 倒木の根元は、白蟻のため完全に腐食し、 や檜の根元部分の視野を遮っている。本件 八mのクマザサが一面に覆い茂り、上記杉 る。同斜面には、県道近くから背丈約一・ の高い杉の木が生え、すぐ後ろにも檜があ には、杉や檜が植林され、本件倒木の前面 るものと推認される。 るため、枯れてから相当年数が経過してい 森林組合所有の山林(斜面)内にあったも 本件倒木も枝葉が全くない状態となってい (側溝から二・五mの地点) には、相当背 本件倒木は、亡Aが走行する車線左側の

本件事件後、現場付近の樹木は伐採され、

工

当時とは状況が変化している。

争点

1 上の瑕疵があったといえるか(争点1)。 亡Aに生じた損害(争点2)。 本件事故の発生につき、被告県に道路管理 略

争点に対する当事者の主張

2

1 争点1について

(1)原告らの主張

きである。 の営造物の管理の瑕疵」があったというべ たがって、国家賠償法二条一項にいう「公 れを怠ったことから生じたものである。し に発見し、除去すべき義務があったのにこ に遭わないようにするため、それらを事前 木等の障害物により、通行者が不慮の事故 るに当たり、倒れてくるおそれのある枯れ 本件事故は、被告県が本件県道を管理す

あったとは到底考えられず、それを発見で に分け入らなければ発見できない状態」に れていたのであるから、それが「森林の奥 本件県道からわずかな距離の場所に放置さ ることが明らかである。 きなかったのは、被告県の管理の懈怠によ 本件倒木は、既述のように大きなもので、

> 倒木が実際に倒れてくるまで発見できなか 慮したとしても、数年間このように大きな ものである。如何に人的・時間的制約を考 ったことは、必要最小限の管理を怠ってい 落ちて」、「幹の根元は腐って折れて」いた たことを如実に示すものである。 ·枯れてから数年経ち」、「枝葉は既に枯れ 本件倒木は、被告県も認めるとおり、

控訴審で付加された主張

では、平常時パトロールとして、日常パト あるといわざるを得ない。また、被告県が う程度のものであり、極めて杜撰な内容で 手席及び後部座席から沿道を目視するとい ていなかった。 が、実際には日常パトロールしか実施され パトロール、随時パトロールの定めがある 策定している「道路管理パトロール要綱 は、時速約四〇㎞で道路を走行し、その助 ロールのほか、定期パトロール、夜間休日 被告県の職員によるパトロールの実態

られるから、 れてから相当年数の経っているものと考え 六㎏に及ぶ巨大なものであり、しかも、枯 にあったもので、直径一七・五ないし二〇 本件倒木は、道路から約四m程度の箇所 全体の長さ七・七m、総重量一二六・ 的確なパトロールが行われて

いたと認められる。 いれば、本件事故以前に容易に発見されて

また、被告県は、平成一三年六月に枯れ木等の調査を実施し、伐採作業を行ったと主張するが、本件事故現場は上記調査、伐採の実施場所に含まれておらず、しかも、現場付近で枯れ木が卒件事故現場は上記調査、伐球の方にも存在することは、容易に想像し得たはずである。

である。

なお、本件倒木が他人の所有地に存在していた点については、被告県が当該土地所有者に注意を喚起したり、土地所有者に代わって伐採等の措置を取ることが容易にできたのであるから、そのことによって、被き県が管理責任を免れ得ることにはならない。

(2) 被告県の主張

の後発的な瑕疵を発見・補修するため、アア)被告県は、管理する本件県道等の道路

道路管理パトロール要綱を定めて、同要路線を一日一回、週五日パトロールすることによって、穴ぼこや、落下物、法面からの落石、倒木等による通行障害の有からの落石、倒木等による通行障害の有無など、要綱で定められた点検項目を点検している。仮に、倒木あるいは倒木となるおそれのある木を発見した場合、その周辺地域において徒歩による詳細な調査を行い、パトロール隊員で措置できるものは自ら措置できないものは、緊急やむを得ない場合を除いて、その木又は土地を得ない場合を除いて、その木又は土地の所有者に伐採させている。

(イ) 本件県道を管理していたのは、B事業所であり、同事業所では、三名の土木技術員でパトロール班を編制し、点検をしていた。これら三名の役割分担は、①運転手が路面上の障害の有無の確認を、②後部座席にいる者が、民地の斜面を、③後部座席にいる者が、民地の斜面を、③後部座席にいる者が、民地の斜面に存在する石や樹木、家屋の塀や上空からの障害などに注意を払うというものである。

- (ウ) B事業所が管理する県道は、沿道の大部分が山林で占められるという特徴があるため、道路管理のためのパトロールにおいても、倒木となるおそれのある木の発見や、落石等による路上の障害物の発見に十分な注意を払っており、このことはパトロール日誌の記載からも明らかである。
- イ(ア) 本件事故現場付近は、杉・檜等の常緑間であり、かつ、本件倒木の周囲は、枝打ちがされていないため、杉の枝及び葉が低い位置までうっそうと繁り、また、下草刈りもされていないことから、熊笹下草刈りもされていないことから、熊笹が高く繁る状況にあった。
- (イ) 本件倒木は、その根元が腐っていたが、前面の杉の枝が張っていた点から考えると、同杉の枝に支えられて立っていたものと推測できる。そのため、道路側からがの枝葉や熊笹の間から、本件倒木の幹はげ落ち茶色がかった本件倒木の幹はで倒れるような状況にあることは把握できなかった。
- ゆ ところで、原告らは、「写真より、天

分かる。」旨主張する。
気の良い昼間の道路から倒木がはっきり

りやすくするため、目立ち易い赤白ポーりやすくするため、目立ち易い赤白ポールを使ったり、マれ以前にも、本件事故の捜査のため、警察官が現場に入る等して熊笹が踏みつけられる等して、現場の状況を分かしかし、同写真は、現場の状況を分か

ではり生じたものと推測できる。 本件倒木が南側道路へと投げ出されたこと をにおける最高レベルの強い北風のため、 大体倒木が南側道路へと投げ出されたこと 本件倒木が南側道路へと投げ出されたこと

本件倒木は、上記イのとおりの状況にあり、同アで述べた十分な巡視を行っていたり、同アで述べた十分な巡視を行っていたにもかかわらず、その予兆すら発見できなかったものである。本件倒木が、突然、本件県道に倒れてきて、走行中の亡Aに直撃するという本件事故について通常予測することは不可能であり、予見可能性などなかったことは明らかである。

一年間で最高レベルの北からの強風に起因オーまた、本件倒木が道路上に倒れたのは、

ったというべきである。するのであり、被告県にとり不可抗力であ

カ 控訴審で付加された主張

本件事故現場である道路付近は、本件倒木よりも背の高い杉や檜が群生する森林で、昼間でも薄暗い山の谷間であり、本件倒木からわずか一・三m離れた位置にあった杉には、枝葉が生い茂り、その東側は楓に覆われ、また地表付近は熊笹に覆われてに覆われ、また地表付近は熊笹に覆われてけ入るのでない限り、本件倒木を発見するけ入るのでない限り、本件倒木を発見することはできなかった。

被告県においては、県全体としての統一 では、B事業所の三名の土木技術員がパトロール班を編成し、一日一回、週五日、倒 ロール班を編成し、一日一回、週五日、倒 ロール班を編成し、一日一回、週五日、倒 れるおそれのある木の発見を含め、時速約 れるおそれのある木の発見を含め、時速約 につないし二五㎞で車を走行させ、三名の 職員がそれぞれ運転席、助手席及び後部座 席から道路上及び沿道を目視する方法によ りパトロールを実施している。

なる松の枯れ木等の調査を実施した上、同年六月一九日、道路の通行にとって支障にまた、本件事故現場付近では、平成一三

月三〇日、同調査において発見した松の枯 きであるから、被告県による本件県道の管 すると、本件事故は、道路管理者にとって によって発生したものであることをも考慮 南側道路上に本件倒木が投げ出されたこと 事故は、年間最高レベルの強い北風により たと認められる。このことに加えて、本件 に本件倒木を発見することは不可能であっ 照らせば、被告県が本件事故が発生する前 が全く確認されていないことなどの事情に の状況や、本件事故以前に本件倒木の存在 本件事故現場を含む本件県道のパトロール 木の周囲の状況、被告県の担当職員による 木の存在を確認することはできなかった。 れ木の伐採を行ったが、その際にも本件倒 は予見することが不可能であったというべ 上記のような倒れる以前における本件倒

被告県補助参加人の主張

理に瑕疵があったとは認められない。

(3)

大補償まで予定していないことは明らかで置又は管理の瑕疵」とは、判例上、当該営造物が通常有すべき安全性を基準に、絶対的な安全性ではなく、諸事情を比較衡量したうえで個別・具体的に判断される相対的たうえで個別・具体的に判断される相対的な安全性とされており、適法行為に基づく損失補償まで予定していないことは明らかで

かったものというべきである。

、の他の部分には腐食等はなく、周辺には 1 4本件倒木は、根元が腐食していたものの、 [4]

草木が生い茂っていた。根元部分の腐食が 草木が生い茂っていた。根元部分の腐食が 分からない限り、転倒の危険を判断できないため、その危険を判断しようとすれば、 根元近くまで分け入り、一本一本その確認 を行うほかない。道路付近に存在する倒木 が通行者に危害を及ぼす可能性があるか否 かを判断するには、周囲の樹木の平均的な 高さと同程度の距離に至るまで、県道から 分け入って調査しなければならず、付近一 帯が森林地帯であることや、これら森林の 帯が森林地帯であることなど到底不可能なこ ような判断をすることなど到底不可能なこ

ウ そうすると、本件倒木が悪天候のため倒 壊することは、道路管理のパトロール要綱 に従い本件県道を管理していた被告県にと り、通常予測が不可能であったというべき であり、被告県が本件倒木に対する安全措置を講じていなかったとしても、これをもって、本件県道の設置、管理に瑕疵があったと言うことはできない。

四当裁判所の判断

- 争点1について

(1) 被告県及び被告県補助参加人は、本件県道の設置管理者である被告県が本件事故前に本件倒木の存在を確認することは不可能であったから、被告県には本件事故の予見可能性、回避可能性がなく、道路管理上の瑕疵がなかった旨主張する。

はできず、当該営造物の設置管理に瑕疵はな 通常有すべき安全性を欠いていたということ することが不可能であったときは、営造物が 造物の設置管理者において事故の発生を回避 者等の行動に起因するものであるときや、営 者において通常予測することのできない被害 あるところ、事故の発生が営造物の設置管理 を総合考慮して具体的個別的に判断すべきで 用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情 性を欠いているか否かは、当該営造物の構造 である。そして、営造物が通常有すべき安全 過失の存在を必要としないと解するのが相当 国及び公共団体の賠償責任については、その 全性を欠いていることをいい、これに基づく は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安 国家賠償法二条一項にいう営造物の設置又

(2) 前記認定事実及び証拠によれば、本件事故は、本件県道脇の杉や檜等や熊笹が生い茂っは、本件県道上を走行していた亡Aの頭部を直撃神代というものであって、本件事故当時、亡人たというものであって、本件事故当時、亡人な、本件県道を自動二輪車で走行していたにすぎず、通常予測することができないような行動に出たわけではないことはいうまでもな行動に出たわけではないことはいうまでもな行動に出たわけではないことはいうまでもな行動に出たわけではないことはいうまでもな行動に出たわけではないことはいうまでも

性について検討する。 外に、本件事故の予見可能性及び回避可能

ない。

平 前記認定事実及び前掲各証拠によれば、本件事故現場付近は、本件県道の道路脇が高い樹木の生い茂った山林で、路面から次第に高くなる斜面を形成している上、本件事故時以前から十分な管理がされていなかったことが認められるから、当該山林内に立ち枯れの樹木が生じている可能性が十分にあり、当該樹木が本件県道内に倒れ込んでくることは、予測可能な出来事であったということができる。

トロール要綱を策定しており、本件県道にの適正な管理等を目的として、道路管理パイ 証拠によれば、被告県においては、道路

認されていなかったことが認められる。

認されていなかったことが認められる。

認されていなかったことが認められる。

認されていなかったことが認められる。

に は、 されているものであることが認められ、 時速約四〇 とにより、 立ち枯れした樹木が道路内に倒れてくるこ ル車の走行速度は、時速約二〇ないし二五 いのであって か否かについてまで十分な注意を払うこと 路周辺の山林内に立ち枯れした樹木がある のようなパトロールの方法に照らすと、 及び道路周辺を目視するという方法で実施 転者を含む三名のパトロール隊員が道路上 記パトロール車による日常パトロ ことに照らし、上記主張は採用できない。)、 畑であったと主張するが、証人C、Dとも しかしながら、前掲各証拠によれば、 時速約四〇㎞であった旨証言している 極めて困難であったといわざるを得な 道路交通の面で重大な事故が生 畑で走行する車両の中から、 (なお、被告県は、パトロ ールル は、 上 道 運

> である。実際のところ、証拠によれば、 上記のようなパトロールの方法では、 じるおそれがあることを考慮に入れると、 業が強化されたことが窺われる。 されていることが認められ、本件事故以前 路周辺にある法面の枯れ木に関する報告が ほとんどない(五日間で一件のみ)のに対 誌には、倒木、枯れ木等についての報告が 件事故が発生した日より前のパトロール日 口 立ち枯れした樹木を発見し得るようなパト な地形、 いわざるを得ず、 に比べて、 示が発せられた後は、ほぼ連日に近く、 枯れ木等についても報告するようにとの指 リのきいたパトロールをするなど、 正のための対策として十分でなか ール方法を採る必要があったというべき 本件事故の発生を契機として、 より丁寧に目視・確認するというメリ 状況の場所では、停止するなどし 法面の枯れ木等に関する点検作 本件事故現場付近のよう 倒木、 危険

水平距離にして三・八m、路面からの高させ・七・七m、総重量が一二六・六㎏に及ぶ大きな樹木であり、本件事故前に立っていた。 前記認定事実のとおり、本件倒木は、直ウ 前記認定事実のとおり、本件倒木は、直

年数が経過していたものと推認される。
事故時までに立ち枯れの状態のままで相当
事故時までに立ち枯れの状態のままで相当
が白蟻のため完全に腐食して枝葉が全くな
約一・五mの斜面上であり、しかも、根元

前記本件事故現場付近の地形、

状況及び

と記事情に照らすと、例えば、数年に一回 程度でも、徒歩又はパトロール車の最徐行 をより、立ち枯れの状態にある本件倒木のにより、立ち枯れの状態にある本件倒木のにより。 ではなかったと認められる。

工 域とされていなかったことが認められる。 故現場付近は、上記調査及び伐採の対象地 件倒木が立っていた位置を含めて、 から約三〇m東側までの地域であって、 採作業の対象とされたのは、本件事故現場 実施されたこと、しかし、上記調査及び伐 され、同月三〇日には枯れ木の伐採作業が て、 六月一九日に徒歩による調査が実施され のある樹木が発見されたため、平成一三年 理のパトロール中に、枯れて倒れるおそれ 地点からやや東側の山林において、 証拠によれば、本件倒木が存在していた 松の枯れ木など少なくとも八本が確認 本件事 道路管

上記のとおり、本件事故の約五ヵ月前に、

ち枯れの状態にある松などが存在すること 域においても、本件倒木を含め、同様に立 は、本件事故以前において予見することが のであるから、本件事故現場を含む周辺地 において松枯れ等の事実が確認されていた 本件事故現場からさほど離れていない地域

不可能ではなかったというべきである。 2

(4)

できない。

道の管理者である被告県にとって、本件事故

上記(2)、(3)の諸点にかんがみると、本件県

あるから、上記の事実を根拠に、本件事故 を通して決して稀ではないことが明らかで ば、上記の程度の強風が吹くことは、年間

の発生が予見不可能であったということも

風のために、県道上に倒れ込んできたもの 件事故当時の最大瞬間風速一三m毎秒の強

前記認定事実のとおり、本件倒木は、本

と認められる。しかしながら、証拠によれ

の発生が予見不可能あるいは回避不可能であ

ることは、

上記判断を左右するものではな

告県以外の第三者

(森林組合)

の所有地であ

なお、

本件倒木が存在していた山林が被

道の管理には瑕疵があったというべきであ ものと認められるから、被告県による本件県 本件県道は通常有すべき安全性を欠いていた ったとみとめることはできないのであって、

争点2について

つき、国家賠償法二条一項に基づく賠償責任

を負う。

o f d

かながわのみちづくり計画 **〜より効率的、** 効果的な道路整備、維持管理のために~ を策定



神奈川県東京事務所 望月 大造

◆はじめに

神奈川県は、首都圏の一角に 位置し、日本経済をリードして きた活力ある地域であるととも き、山あり、川あり、海ありと いな自然にも恵まれた魅力あ かな自然にも恵まれた魅力あ かな自然にも恵まれた魅力あ

横浜、川崎を中心とする都市化、工業化が大変進んだ東部、化、工業化が大変進んだ東部、高豊かな山なみに抱かれた西部、「神奈川の母なる川」相模別を中心とした中部、美しい海岸線が連なる湘南や三浦半島など、多様性に富んだ土地柄でする有名な箱根駅伝は神奈川県を

を思います。 本稿では、つい最近策定された神奈川県の道路に関する計画 について紹介させていただこう

- みちづくり計画」を策定「かながわの

CONTRACTOR CONTRACTOR

を築くためには、県民の日々の というとを備するとともに、適切 に管理していくことが不可欠で に管理していくことが不可欠で

に進めると共に、道路施設の長道路整備をより効率的、効果的そこで神奈川県では、今後の

「かながわの

みちづくり計画」とは? 神奈川県では、道路の整備と維持管理について、これまで 「新みちみらい計画(一九九七 (平成九) 年度~二〇〇六(平成一八)年度)」に基づき、取

高度経済成長期に急速かつ大量でないのが現状であり、また、記録するなど、道路整備が十分記録するなど、道路整備が十分

ます。 需要への対応も課題となってい に建設された、道路施設の更新

展開が必要となっています。
て、より効率的、効果的な事業
道路の整備と維持管理につい

そこで、神奈川県では、「新 みちみらい計画」に引き続く形 で、今後の道路整備を、より効 で、今後の道路整備を、より効 率的、効果的に進めるための新 しい「道路整備計画」と、道路 施設の長寿命化などを図るため の「道路維持管理計画」を新た に策定し、総合的なみちづくり計 画(二〇〇七(平成一九)年度 〜二〇一六(平成二八)年度)」 として取りまとめました。

「道路整備計画」とは?

整備事業については、優先度を効果的な道路整備を進めるため、県が実施する国道や県道のめ、県が実施する国道や県道のといいが、場が実施が、場が実施が、場が、場が、場が、場が、場が、場が、場が、場が、場が、

50

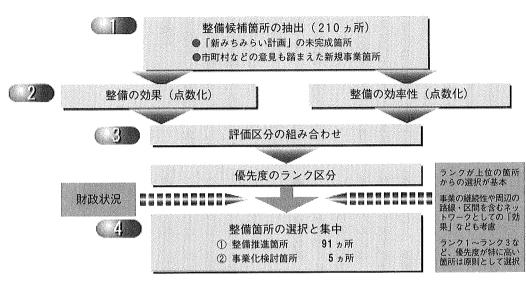


図 1 整備箇所の選択の流れ

2 所と、 踏まえた新規事業箇所を合 事 ました。 せ、 みら 業中 整備候補箇所 重点化の評価は、 市町村などの意見も い計画」 'n 箇所など、 ○ヵ所を抽 の未完成箇 (区間) 円滑 新 出 は 2

りました。

整備箇所の

選択と集中

を

図

手法

を新たに構築し、

今後

 $\hat{\sigma}$ 価 意見を反映しながら、

優先度を

くり

計画検討委員会」

から 0 みち

0

(仮称)

かながわ

客観的に判断する「重点化評

3 効 上で、 て、 役割に期待する県民ニー 道路に関するアンケー 数化する際には、 ました。 率性」をそれぞれ点数化 候補箇所の 点で行うこととし、 により、 して点数化しました。 整備の効率性」 効率性」のそれぞれにつ クに区分しました 高さに応じた重みを加 果 点数化した「効果」 三段階ずつに区分した で把握した道路整備 の これらの組み合わ 早期発現と 「整備の効果」 優先度を九つの 「効果」 9 「神奈川 っ (表1) ٧¥ と を点 0 0 1 た ズ 調 観 せ 0

により把握した県民ニー

4 む 0 財政状況を踏まえ、 本としつつ、 効果」 高い ネ 今後の整備箇所として ット 周 箇所からの 辺 なども考慮した上 の路線 ワ ĺ 事業の継 クとし 区間を含 選択を基 優先度 7 続性 0

快適な移動への寄与とい

整備箇所の「選択と集中」

を

义 0 価

ました (図1)。

重点化評価手法による

奈川

0

道路に関するア 整備箇所の選択】

-調査] 県

¾1

(54)頁象

客観的に判断する「重点化評

た

整備の効果」

と、

事業

51

を新たに構築し、

今後

表1 重点化手法によるランクづけ

		高	整備の効率性	低
		評価区分 a	評価区分 b	評価区分 c
高点	評価区分 A	ランク1	ランク 3	ランク 6
整備の効果	評価区分 B	ランク 2	ランク 5	ランク8
低♥	評価区分 C	ランク 4	ランク 7	ランク 9

表 2 整備箇所の選択結果

	区 分	内 容
1 整備推進箇所 91ヵ所	ア 継続事業箇所 71ヵ所(事業中の全ての箇所)	「都市計画道路穴部国府津線」をはじめとする事業継続中の箇所であり、引き続き整備を推進し、計画期間内に全て供用または部分供用を図ります。
	イ 新規事業箇所 20ヵ所	「三浦半島中央道路」など、地元と調整しながら新規事業化を図る箇所であり、地元の理解と協力が得られれば、一部の箇所については、計画期間内に供用または部分供用を図ります。
2 事業化検討箇所	5 ヵ所	「県道22号(横浜伊勢原)[戸沢橋]」など、 周辺の路線・区間を含むネットワークとし ての「効果」などから新規事業化を検討す る箇所であり、地元や関係機関と調整しな がら、事業化に向けた調査を行います。

表 3 道路整備計画の策定経過

(
年 月	経緯
平成18年7月	(仮称)かながわのみちづくり計画検討委員会(第1回)を開催
平成18年8月~9月	「神奈川の道路に関するアンケート調査」により県民ニーズを把握
平成18年8月	(仮称)かながわのみちづくり計画に関する市町村説明会を実施
平成18年10月	(仮称) かながわのみちづくり計画検討委員会(第2回)を開催
平成18年12月	市町村へ整備候補箇所を照会
平成19年1月	(仮称) かながわのみちづくり計画検討委員会 (第3回) を開催
平成19年1月~2月	(仮称)かながわのみちづくり計画 「道路整備計画と道路維持管理計画の策定に向けて」
	(計画素案) を作成し、県民参加を実施
平成19年3月	(仮称) かながわのみちづくり計画検討委員会(第4回)を開催
平成19年5月	(仮称) かながわのみちづくり計画検討委員会からの意見を踏まえた上で計画 (案) のとり
	まとめ
平成19年6月~8月	計画(案)に関する庁内関係部局等との調整
平成19年10月	「かながわのみちづくり計画」を策定

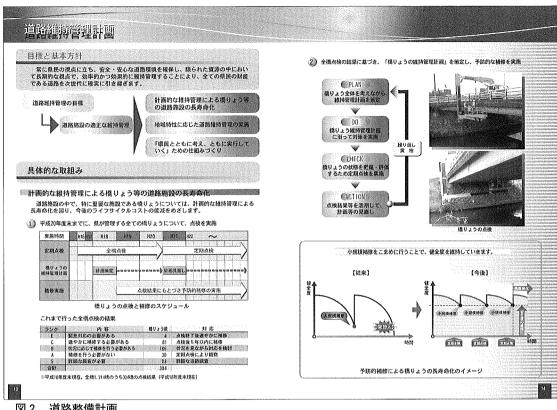


図 2 道路整備計画

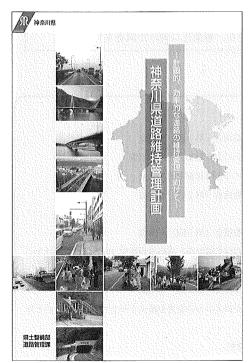


図 3 神奈川県道路維持管理計画 パンフレット

県民が参加できる仕組みづくり 民の視点に立 理を目指すこととしたほ 化 配慮し るため、 を ょうなどの 道路維持管理の また、 計画的な補修による長寿 図 ってい ジリ ボラン 今後は、 0 高齢 くことと た維持管 ij テ Ó 分野では、 化 ある維持 1 沿道環境に 対 7 活 策 理 か ま غ を 進 県 L 橋 ?

道路維持管理計画」 3 とは

選択しました

·表 2

神奈川県維持管理 計 画 0

4

県民 点で、 資源 財産である道路を次世代に確実 な道路環境を確保 ることにより、 今後の道路維持管理は、 の視点に立ち、 0 効率的か 中にお 11 0 て長期的 効果的に 安全 基本方針 限ら \tilde{o} 県 常に 実施 民 な n 安 視

こととしました による維持管理を推進して 13 取 り組 むなど、 2 県民との協働 3 V 表

表 4 道路維持管理計画の策定経過

年 月 経 緯

平成17年12月 平成18年2月

神奈川県道路維持管理計画検討委員会(第1回)を開催 神奈川県道路維持管理計画検討委員会(第2回)を開催 神奈川県道路維持管理計画検討委員会(第3回)を開催

平成18年3月 平成18年6月

神奈川県道路維持管理計画検討委員会(第4回)を開催

平成18年7月

道路に関するボランティア団体との意見交換

平成18年8月~9月

「神奈川の道路に関するアンケート調査」により県民ニーズを把握

平成18年9月

神奈川県道路維持管理計画検討委員会(第5回)を開催

平成18年12月

神奈川県道路維持管理計画検討委員会(第6回)を開催

平成19年1月~2月

(仮称) かながわのみちづくり計画 「道路整備計画と道路維持管理計画の策定に向けて」

ます。

ための仕組みを構築し

(計画素案)を作成し、県民参加を実施(※2)

平成19年3月

神奈川県道路維持管理計画検討委員会(第7回)を開催

平成19年6月~8月 計画(案)に関する庁内関係部局等との調整

平成19年10月

「かながわのみちづくり計画」を策定

とともに、 と集中を図りながら、 必要な道路整備を推進する 計画に基づき一層の選択 今後、 神奈川県では、 道路施設の適切 真に

取り組んでいきます。 【参考アドレス】

p/osirase/doroseibi/douro/m ichidukuritop.htm http://www.pref.kanagawa.j

合計

2

アンケート結果の主な内容

1 2 (3) ます。 路維持管理に取り組み よる道路施設の長寿命 化をめざします。 地域特性に応じた道 計画的な維持管理に

ともに実行していく」 「県民とともに考え、

2 県政情報コーナーや土木事務 調査票の配布先と配布数

所などの県機関、

各市町村の窓

モニター、 県政モニター 口において、配布を行ったほか 自治会、さらには、 ÷, 市町村の行政

経済、 体にも配布するなど、 一二、〇〇〇部を配布しました。 輸送、 福祉関連の各種団 合計で約

調査結果

回収数

な維持管理にもしっかりと

①調査票 (郵送) …三、〇四

(回収率

二六%

②ホームページ…一二八 (①+②) …三、一六九

(***** 1) 《神奈川県の道路に関する アンケート調査》

性

誰も が、 Įλ つも、

安全に

道路に期待する役割の重

要

に引き継ぐことができるよ

以下の事項に取り組み

[調査概要]

安心して暮らせるようにす

ること」が最も重要性が高

1

ら九月四日(月)までの間、 ンケート調査票の配布や、 ホーム 平成一八年八月七日 実施期間と調査方法 ページへの掲載により (月) 県 7 か 0

道路施設の高齢化につい

7

い結果となった。

の考え方

意見を募集しました。 が約八割。 大切に使うべき」との回答 「こまめに手入れして長く

道に関するボランティア活

を占め、多くの方が活動に ある」と答えた方が約八割 加したことはないが関心 「参加したことがある」「参

現在の道路への満足度 関心を持つ。 行者・自転車との分離」 道路の混み具合」 Þ 歩

の整備や改善の必要性が高 いと回答。 対する満足度が低く、

り計画 (仮称) かながわのみちづく **※** 2

県民参加を実施 路維持管理計画の策定に向け て」(計画素案)を作成し、 「道路整備計画と道

意見募集期間

意見募集結果の概要 平成一九年一〇月三一日 計画等の公表日 ~二月二八日 (水) 平成一九年一月三〇日(火)

表 5 設問ごとの回答数と意見数(「道路整備計画」)

設問	回答	回答数(比率)	意見数	
1 「効果」と「効率性」から整 備候補箇所(区間)の優先度を9	ア ランク区分の方法は妥当である	107 (70.4%)	50	
つのランクに区分する方法につい	イ 妥当とは思わない	17 (11.2%)	16	
T	ウ どちらともいえない	19 (12.5%)	15	
	エ その他	9 (5.9%)	10	
	いずれの選択肢にもチェックがないもの	_	5	
	小計	152 (100%)	96	
2 ランク区分に基づき整備箇所 (区間)を選択していくことにつ	ア ランク区分の方法は妥当である	108 (72.5%)	44	
いて	イ 妥当とは思わない	12 (8.1%)	9	
	ウ どちらともいえない	23 (15.4%)	17	
	エ その他	6 (4.0%)	4	
	いずれの選択肢にもチェックがないもの	_	2	
	小計	149 (100%)	76	
3 その他(自由意見、提案等)		155	155	

(表5・6

表 6 意見に対する反映状況(「道路整備計画」)

_				
反映区分		設問		
		1 「効果」と「効率 性」から整備候補箇所 (区間)の優先度を9 つのランクに区分する 方法について	き整備箇所(区間)を 選択していくことにつ	
1	計画案に反映しました(しています)	66	44	61
2	他の施策等で取り組んでいます	0	1	17
3	今後の参考にします	1	3	28
4	反映できません	10	12	13
5	その他(感想、質問、他事業者に関する意見等)	19	16	36
	計	96	76	155

熊本の温泉と道路



熊本県東京事務所 植野

課の一つです。 本へ帰省の際は、 泉の湯煙が恋しくなります。 会での生活にも慣れてきました これから、ある日の帰省を例 寒くなってきました。 東京に来てやがて一年・・・。 時折田舎が、特に冬場は温 温泉通いが日 熊 都

に熊本の温泉をご紹介します。

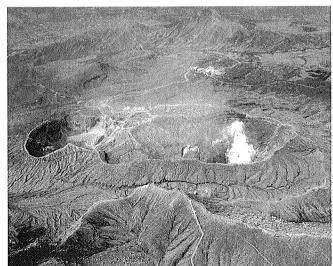
は便利 無縁で予定どおり。さすが東京 ズに羽田空港に到着。 ち時間もなく乗り継ぎ、 徒歩で出発し駅へ。地下鉄二本、 土曜日の早朝、 モノレールをほとんど待 快晴。 渋滞とは 宿舎を スムー

> 場へ行くと行列。やはり東京は ュ。 やっと通過し、 人が多い。時計を気にしながら 東京土産を買って手荷物検査 間に合ってホッ。 搭乗口 ヘダッシ

の旅。 中岳、高岳、根子岳、杵島岳、山の中央に位置する阿蘇五岳。 阿蘇の上空にさしかかり左手に あっという間に九州。 も良い眺め、 ト O K 。 東西一八㎞、 ^{*}阿蘇五岳^{*} が見えてきました。 五分程で左前方に富士山。 一二八㎞にわたって連なる外輪 窓側の席に着き、シートベ 名古屋、 本四架橋を眺めていたら 熊本へ向けて離陸。 日本一。快適な空 南北二四㎞、 大阪の上空を通 やがて

> 烏帽子岳の中で、 るのが中岳。 世界有数の活火 今も活動して

Щ と空港に着陸しました。 ″火の国くまもと~ れて、草千里、。かつて火口だ っています いことをあらためて納得しなが する景観の一つです(写真2)。 つの池が趣を添えて阿蘇を代表 った直径一 阿蘇の山裾の 今日も真っ白い噴煙が上 km (写真1)。 程の草原で、 が阿蘇くまも に温泉が多 少し離



上空から見た中岳火口 写真1

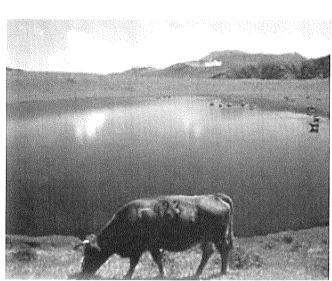


写真2 草千里

❤温泉へ

の自動車の割合が約九七%と高 多くの温泉地があり、今日はそ 空から眺めてきた阿蘇地域にも のうちの一つに向かいます。 内各地に温泉地があります。 四二〇ヵ所(全国五位)、 熊本県では、交通手段として 熊本県の源泉 日常生活に欠かせないもの (温泉井戸) 上 県 は

> 自動車です。 となっています。 何をするにも

道へ。カーブが続く坂道を登っ から左折し、外輪山へと登る県 幅工事が着々と進む国道五七号 四三号、五七号と乗り継ぎ、道 らいよいよ阿蘇に入ります。拡 の駅「大津」で一息し、これか 空港から、 二週間ぶりに握るハンドル 県道に出て、 国道四

まなみハイウェイ~ に入りまし 眺めながら、 原を左手に、阿蘇五岳を右手に どかな風景。遠くまで広がる草 草を食べる牛、横たわる牛、 ぎると、すぐ近くでのんびりと 公園を快適に走り、 ^{*}あか牛、を発見。カーブを過 ていくと、やがて草原が広がっ てきました。遠くに放牧された 阿蘇くじゅう国立 続いて゛や Ø)

進み、県境の少し手前で国道四 四二号へ左折すると、ほどなく う方面に向け草原の中を快適に た (**写真3**)。 大分県のくじゅ 「黒川温泉」に到着です。

❤黒川温泉

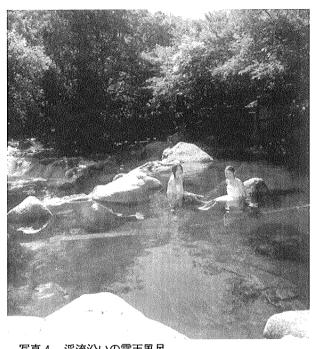
は、 りました (写真4)。 山間部のひなびた温泉地・黒川 た今日、小さな旅館が建ち並ぶ 少人数の旅行が主体となってき りましたが、時は巡り、個人や ホテルが無く低迷した時期もあ うです。昭和の高度経済成長期、 団体旅行華やかなりし頃、 行も立ち寄り、賑わっていたそ 勤交代の折りに細川藩の大名一 その歴史は古く、江戸時代、 湧く静かな湯の里 ※黒川温泉 筑後川源流の田の原川沿 全国でも人気の温泉地とな 大型

写真3

はもちろん看板や植栽などにも ちのいい空間にしようと、 との考えで、温泉街全体を気持 であり、通りは廊下、宿は客室」 黒川温泉全体が一つの旅館



入湯手形 写真5



渓流沿いの露天風呂 写真4

れます。

建物の奥から湯煙が出迎えてい 目指す温泉宿に到着すると、

プを押してもらい、さっそく露 フロントで入湯手形にスタン

囲の自然に溶け込むように風流 工夫を重ねられた黒川温泉。 なる個性豊かな露天風呂があ ます。各宿にはそれぞれ趣の異 全体にしっとりした風情が漂い な和風旅館が建ち並び、温泉街 泉質も微妙に違います。 宿毎に泉源も異なるため、 唐

たそうです。浴衣に下駄履き、 は販売枚数が二〇〇万枚を超え 入された入湯手形、今年の夏に が楽しめます。昭和六二年に導 でき、趣の異なる露天風呂巡り の旅館の露天風呂に入ることが の小国杉で作られた入湯手形 館がありますが、一、二〇〇円 の姿が温泉街のあちこちで見ら 人湯手形片手にそぞろ歩く人々 (写真5)を購入すれば、三つ 黒川温泉には二〇数ヵ所の旅

天風呂へ。

り、 わたり、 り手足を伸ばすと全身にジワジ ました。 聞きながら、ボーッ…。都会暮 天風呂。湯煙の立つ湯船に浸か ありがたさをあらためて実感し らしの疲れなど完全に消え去 らぎや風の音、鳥のさえずりを ワーッと温泉のぬくもりがしみ 木々に囲まれた渓流沿いの露 エネルギー満タン。温泉の あ~、極楽。川のせせ

あと、 風情ある街並み、風景を眺めた 帰り。阿蘇の名水を飲みながら きたいところですが、 続いて、湯上がりの一杯とい 温泉街を後にしました。 今日は日

❤帰り道

地とする自動車がいろいろなル 両を減らしたり、 圏では都心部に用のない通過車 がひどくなりました。熊本都市 本市内に近づくにつれて、 車があちこちから増え始め、 帰り道、行楽帰りらしき自動 都心部を目的 混雑

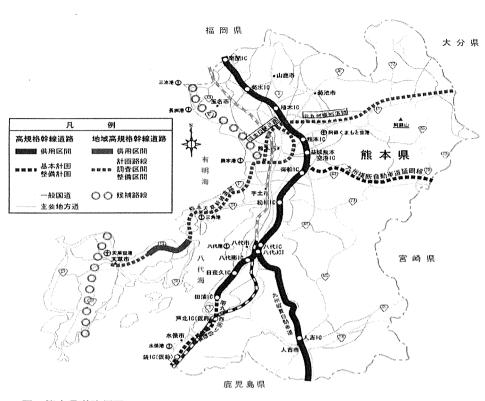


図 熊本県道路網図

の駅からも阿蘇方面がグンと近への駅からも阿蘇方面がグンと近れ州横断道路や熊本環状道路向かいましたが、横軸となる中向かいましたが、横軸となる中

▼九州新幹線と横軸の道路

熊本まで三時間余りです。 熊本まで三時間余りです。 熊本まで三時間余りです。

新幹線の全線開業の効果を県 大川縦貫自動車道といった、縦 地、からの県内各地へのアクセ 地、からの県内各地へのアクセ 大大となる、横軸、の整備にも力 よ を入れています。 今日は、空港から黒川温泉に か

うになります。を動時間の短縮にができます。移動時間の短縮にたり、大分へも足を延ばせるなたり、大分へも足を延ばせるなができるよとができます。

◆おわりに

した。

の早期整備の必要性を実感しま

帰り道も、

あらためて環状道路

的に取り組んでいます。

今日の

取り囲む環状道路の整備に重点

の円滑化を図ろうと、

都心部を

よって、

交通混雑の緩和や交通

トで行けるようにすることに

より、 ます。 強く願っています。 かな地域社会が実現することを クが効率的に利用されることに 実に整備され、 それぞれに真に必要な道路が着 っており、 れぞれの地域で様々な役割を担 企業活動、 したが、医療、福祉、通勤通学、 からの道路について取り上げま 人々が道路整備を切望してい 温泉へのアクセスという側 安全・安心で活力ある豊 財源が確保され、 熊本でも各地で多く 観光など、道路はそ 道路ネットワ 各地域 丽

和歌山市まちなか街道案内サービス社会実験 〜効率的な道案内と賑わい創出事業〜

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課 田中 一成

一はじめに

平成一六年度、和歌山市中心市街地活性化基本者数の低下など衰退の一途をたどっています。の商業・サービス業の集積地であるが、近年は来街の商業・サービス業の集積地であるが、近年は来街

深刻化しています。離れているという立地理由もあり、市街地離れが市街地活性化の推進を図っているが、主要駅から計画(改訂版)を策定し、交流の場としての中心

が課題となっています。 店街へ効果的に導くための誘導措置を設けることる和歌山城を訪れた地域住民を、市街地の中央商

二 社会実験の概要

大田 この様な背景を踏まえ、「通り名・位置番号方式による道案内システム社会実験」を円滑に実施するために、和歌山市まちなか街道案内サービスを行う「道標」の設置とともに、電子媒体や地図による道案内システムを構築することにより、地による道案内システムを構築することにより、地による道案内システムを構築することにより、地による道案内システムを構築することにより、地による道案内システムを構築することにより、地による道案内システムを構築することにより、地による道案内システム社会実験」を円滑に実施された。

本実験の実施場所である中央商店街エリアは、本

県から和歌山市への来街者を増加させ、より多種 思から和歌山市への来街者を増加させ、より多種 関から和歌山市への来街者を増加させ、より多種 関から和歌山市への来街者を増加させ、より多種 関から和歌山市への来街者を増加させ、より多種 関から和歌山市への来街者を増加させ、より多種 関から和歌山市への来街者を増加させ、より多種 といって記置するとともに、道標を利用した道案 の名と位置番号を表示した「道標」を中央商店街 エリアに設置するとともに、道標を利用した道案 の名と位置番号を表示した「道標」を中央商店街 の名と位置番号を表示した「道標」を中央商店街 の名と位置番号を表示した「道標」を中央商店街 の名と位置番号を表示した「道標」を中央商店街 の名と位置番号を表示した「道標」を中央商店街 の名と位置番号を表示した「道標」を中央商店街 の名と位置番号を表示した「道標」を中央商店街

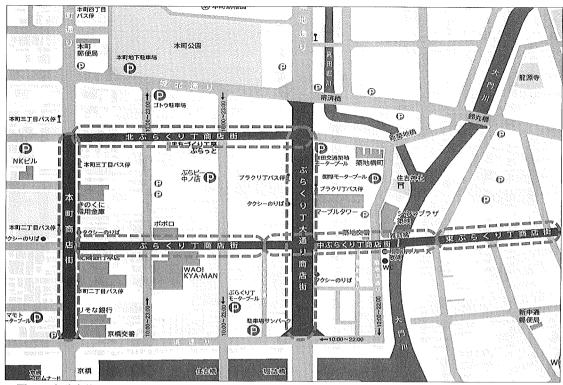


図 1 実験実施エリア



写真2 実験実施道路 (本町通り)



実験実施道路(ぶらくり丁大通り) 写真1

情報 路灯に 対 本町 象 実 通り 0 (験の実施に先立 工 通 約 IJ D, 南 oŹ

とにしました。 らくり丁、 て詳細に検討を行い 設置する対象物ですが、 東西の 110 m 内の 側 東側を奇数、 ルとして、 ぶらくり丁大通り) 通り から 中 道標に表示され 間 P ぶらくり丁、 ĺ 順に番号を 隔で設置するこ (北ぶらくり ケ ました。 南北 1 西側 F (T) 柱、 を偶 通 実 で n る 街 験 ま

1 うことにしました。 実験の準備

ち、

道

標に

0

街者に 継続性等について分析 ことにより、 店 を 果 イ 様 主 0) てのアンケ ベ 目 ス 検証に必要な情報を得ること 浸透させること、 な人 的 とし また実施期間中におけ テム利用者や中央商店街 対 1 して道案内システム 々に道案内システ を 実施しました。 て、 実験の 本実験を啓発する 1 調 評 査を実施する 価や今後 また実験 検証を行 ③ 道 Ĺ いる来 を \mathcal{O} 商 案 普











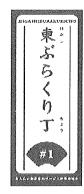


図2 各商店街ごとの道標

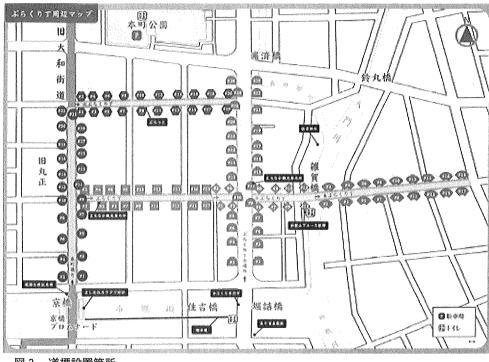


図 3 道標設置箇所



写真3 設置された道標

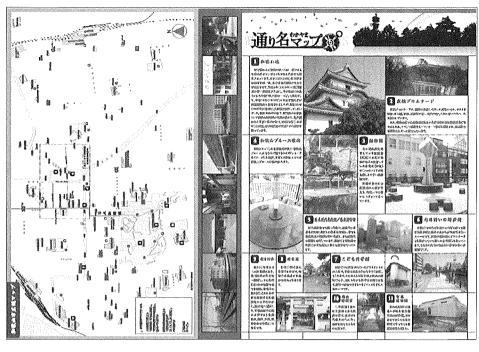
は和歌山市中心部の広域地図、 朩 ととしました (図**2・3、写真3**)。 べく近い色を採用し、各商店街の独自性を出すこ イメージカラーがあり、 ル製のステッカーとし、六つの商店街には各々の 柔軟性及び耐久性を考慮し検討した結果、 mとし、素材は設置するところが曲面であるため 1 ームページを制作しました。マップ及びホー ムページ上の地図や実験対象となった通りの店 同時に、設置された道標に対応したマップ及び ジは互いに密接な関係にあるため、マップに それぞれのカラーになる 観光情報の他、 ビニー ホ 4

サイズは、視認性を考慮し縦三四〇㎜×横一三〇として西側から順に番号を割り当てました。また、

らくり丁)では、通りの南側を奇数、

北側を偶数

62



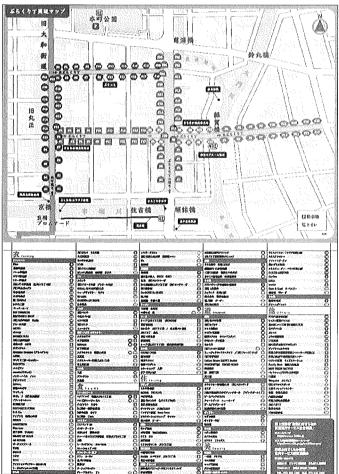


図 4 道標に対応したマップ(上:表、下:裏)

店街連合会の協力のもと、 した。 た情報を掲載しました(図4~6)。 の各商店街の各店舗ごとにアンケ ŀ 調査を実施し、 店舗情報等は和歌山市中央商 掲載希望のあ 実験エ 1)

舗名等の情報を掲載することとしま

2 啓発イベントの実施

道案内システムを多種多様な人々

導することにより、

街中の賑わい創出にも貢献

な情報を得るために道案内システム啓発イベントを に普及、 浸透させるため、また実験の検証時に必要

た。 名前と番号を使ったマップを利用したゲームを行 人々に道標とマップの利用を体験してもらいま 実施しました。 啓発イベントは、 また、 県内外から約四〇〇人が参加し、 和歌山城から中央商店街へ観光客を誘 道標と道標に対応した通り より多く \dot{o} 0





ホームページ「わかやま通り名マップ」の 各店舗情報

足していたことが伺えます。

た一方で、

「道案内システムの

ル

1 ル がよく

理 か 地 0

できない」、

「住所と通り名の番号を間違える」

築 解

意見もあり、

道案内システ

À

 \mathcal{O} 周知

٠ PRが でも展開して欲し

_ .∧

等の好意的な意見

が多

組

みについ

て、

「良い取組みだと思う」、

他 4

域 0

ト調査の結果は、

道案内システ

取

対するものの一

一種類を用意し調査しました。



ホームページ「わかやま通り名マップ」の

トップページ

方々を対象にアンケー

ト調査を行いました。

アン

ト票は、イベント参加者に対するものと商店主に

実験実施対象エリアとなった中央商店街の商店主の

評価するために、

啓発イベントの参加者と社会

!案内システム社会実験の認知度、

効果等を分

アンケー

ト調査

通行量調査の実施

応が必要であると感じました。 させていくためには、 の意見もあり、 を作成し、 うに蛍光板にしてはどうか」や「もっと大きな道標 答いただきましたが、気付きにくい理由としては 道標そのものが小さい」、 いては、 意見が聞かれました。 道案内システムでの道標の 約半数の人達から「気付きやすい」 全体地図を設置して欲しい」 今後、 その辺りを検討しさらなる対 道案内システムを普及・ また、 「道標の間隔が広い 「気付きやすさ」に 「夜でも見やす 等の提案型 との回 Và







しました。





れていますが、社会実験により、まちなかの賑わ

幅に増加しています。これは、啓発イベント実施

行者通行者は三、八八〇人に対し六、一一二人と大 ○人に対し二、八八四人と減少していますが、

日ということもあり、イベントへの参加者も含ま

い創出に少なからずとも良い影響をもたらしてい

るものと考えられます。

まとめ

啓発イベント実施状況 写真4

ともに十分に協議、検討していく必要があります。 った課題や意見等を反映できるよう、 必要性についても確認できました。今後、実用化 参加できるイベントを定期的に行っていくことの わい創出には今回実施したような年齢に関わらず 達できることが伺えます。また、まちなかでの賑 的である、 していくためには、アンケート調査で明らかにな 応したマップを作成することによって、 今回の実験により、 現在地の確認や効率的に目的地まで到 「道標」の設置とそれに対 関係機関と 実験の目

180 (17)

調査は、社会実験実施前に同地点にて調査したも

の二ヵ所にて通行量調査を実施しました。 たらす影響について調査するために、

のと啓発イベント実施日に調査したものとを比較

結果は、二ヵ所合計で自転車通行者が三、八五

中央商店街

また、本社会実験がまちなかの賑わい創出にも